

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をご提供しています。

ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり

QRコードから
閲覧する方法

右記のQRコードよりご覧ください。
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

三井住友海上
プライマリー生命の
ホームページから
閲覧する方法

- 1 三井住友海上プライマリー生命ホームページ
(<https://www.ms-primary.com>)にアクセスし、「商品情報」をクリック
- 2 「Web版 ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」をクリック
- 3 検索コードを入力して「検索」をクリック

検索コード **0300017883**

※QRコードおよび検索コードは、ご契約後にお送りする保険証券
にも記載しています。

※冊子をご希望のお客さまには、申込書にチェックいただくことで、
後日、三井住友海上プライマリー生命よりお送りいたします。

契約内容のご確認について

ご契約者の皆さまに、ご契約の成立後、三井住友海上プライマリー生命よりお申込みいただいたご契約内容等の確認のため、ご連絡させていただく場合がございます。

生命保険募集人について

この保険のお申込みに際しては、必ず変額保険および外貨建保険の販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。
生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。

したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。
お客さまが三井住友海上プライマリー生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関して確認をご希望の場合には、三井住友海上プライマリー生命の下記照会先までご連絡ください。

ご検討、お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しているものです。
必ずご確認ください。

公的保険制度についてご理解の上、本商品をご検討ください。

様々なリスクに備えるための保険には、「公的保険」とそれを補完する「民間保険」があります。
その民間保険のご検討にあたっては、公的保険の保障内容をご理解いただき、そのうえで必要に応じてご加入いただくことが重要となります。

公的保険制度は、コチラの
金融庁ホームページで
ご確認ください。



募集代理店からのお知らせ

- ・この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。
預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。
- ・この保険にご契約いただくか否かが、お客さまと募集代理店とのお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- ・法令上の規制により、お客さまの勤務先によっては、お申込みいただけない場合があります。

この保険の正式名称は、通貨選択一般勘定移行型変額終身保険です。

募集代理店



引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル

資料請求・お問い合わせ フリーダイヤル 0120-125-104

<https://www.ms-primary.com>

未来に、いっそうの輝きを。
それが、私たちの願いです。



©2023 San-X Co., Ltd. All Rights Reserved.

ラップギフト

通貨選択一般勘定移行型変額終身保険



契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。
ご契約前に必ず十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

商品パンフレット	契約概要	注意喚起情報	Web版「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」のご案内
P1～	P23～	P33～	裏表紙



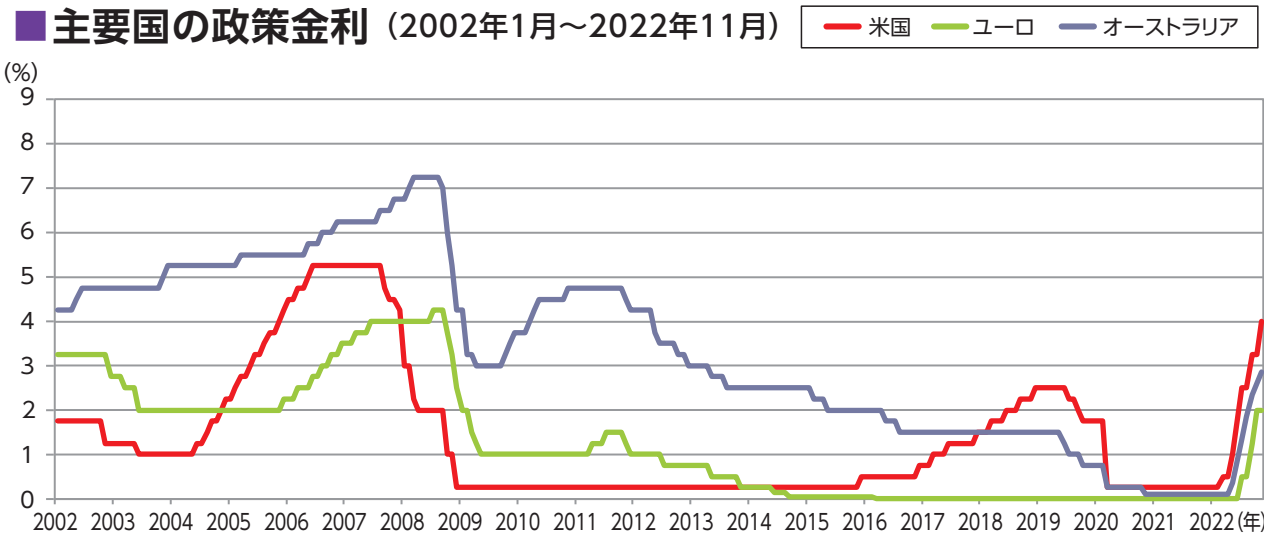
ご注意

この商品は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。特別勘定の運用実績、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。

「ラップギフト」は、ふやしながらのこせる保険です。

※「ラップギフト」は一時払保険料を所定の期間、特別勘定で運用し、資産をふやすことを目指しながら、一生涯の死亡保障により資産を大切な方へのこせる商品です。

お客さまを取り巻く環境について確認しましょう



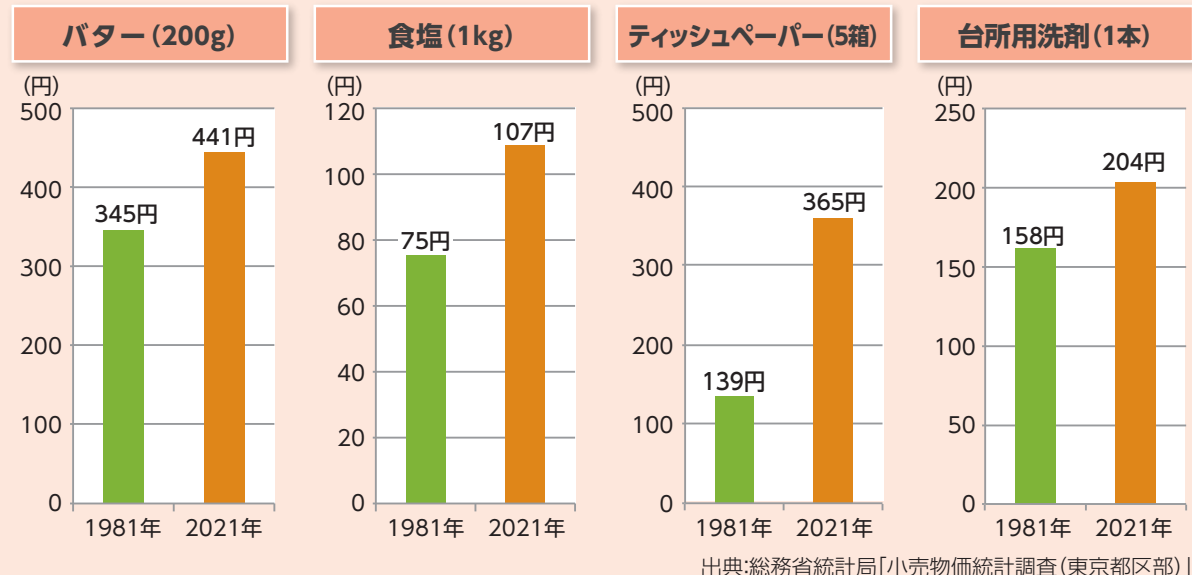
【データ:政策金利】米国：Federal Funds Rate、ユーロ：Main Refinancing Operations、オーストラリア：Cash Rate Target
（参考）日本：2022年11月末無担保コール翌日物レート 0.079%

【データ出典】Bloombergのデータをもとに三井住友海上プライマリー生命が作成

【データ期間】2002年1月末～2022年11月末の毎月末における数値を記載

※上記グラフは過去の政策金利の推移を示したものであり、いかなる場合も将来の利益を約束するものではなく、見通しを記したものでもありません。また、各種情報の内容につきましては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。三井住友海上プライマリー生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害について一切責任を負いません。

■様々な品目の物価が上昇しています。



Point 1

一生涯保証します

- ・死亡保障は基本保険金額の100%を一生涯保証します。
- ・解約払戻金は一定期間経過以後、基本保険金額の100%を一生涯保証します。
- ・さらに、一定期間経過以後の死亡保障は増加します。

Point 2

運用成果を追求します

- ・一時払保険料の全額を特別勘定で運用します。
- ・外貨(米ドル・豪ドル)と特別勘定の運用により、インフレヘッジの効果が期待できます。
- ・三井住友信託銀行の助言に基づいて運用します。

※運用に関する詳細はP7～P8「特別勘定について」および「特別勘定のしおり」をご確認ください。

Point 3

運用成果を自動確保します

- ・契約時に目標値を設定し、目標達成した場合は運用成果を自動確保します。
- ・毎営業日、目標判定を行うため、目標達成のタイミングを逃しません。



ご注意ください

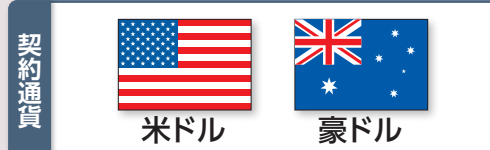
この保険には、お客さまにご負担いただく費用があります。また、特別勘定の運用実績や為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

くわしくはP15～P16、P33～P36

「ラップギフト」のしくみについて

ご契約時

契約通貨と目標値を選択いただけます。



110% ~ 200% (1%単位)

※目標値を設定しないこともできます。
※移行日前かつ目標達成前であれば、目標値の設定、変更、解除をすることができますが、目標値を設定、変更する日の前日時点における解約払戻金の円換算額を下回る目標値に設定、変更することはできません。

特別勘定での運用期間中

- 一時払保険料の**全額**を特別勘定で運用します。P7~P8参照
- 契約日から起算して1年経過以後、解約払戻金の円換算額で**毎営業日、目標達成を判定**します。

$$\text{目標額} = \text{円換算基本保険金額} \times \text{目標値(\%)}$$

ご注意ください

契約日から1年未満で解約払戻金の円換算額が目標額以上となっても運用成果を確保しません。

※円換算基本保険金額は、払込みいただいた通貨を三井住友海上プライマリー生命所定の為替レートで円に換算した額となります。円入金特約を付加して円で一時払保険料を入金した場合は、払込んだ金額が円換算基本保険金額となります。
なお、一部解約された場合は、一部解約の割合に応じて円換算基本保険金額も減額されます。

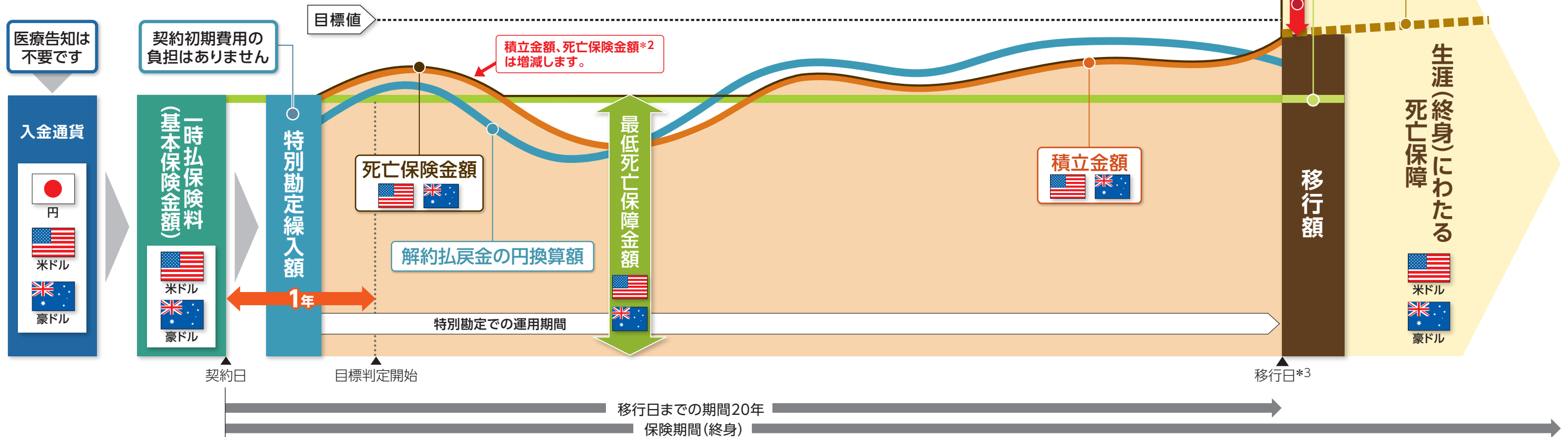
移行日以後

- 死亡保険金額が増加**します。以後の死亡保険金額が減ることはありません。P11参照
- 解約払戻金として、**最低移行原資金額*1**を最低保証します。

ご注意ください

契約通貨での保証となります。円での保証はありません。また移行日前に解約した場合、解約払戻金の最低保証はありません。

【イメージ図】



契約日は、三井住友海上プライマリー生命が契約を決定（承諾）した日となります。
一時払保険料は契約日もしくは申込日からその日を含めた8日目のいずれか遅い方の翌日に特別勘定へ繰入れます。
契約日から特別勘定繰入日前日までの期間は、三井住友海上プライマリー生命所定の利率にて運用します。

※上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額、積立金額等を保証するものではありません。実際の死亡保険金額、積立金額等は運用実績により変動（増減）します。また、保険期間中に解約および一部解約がなかった場合のものです。

- *1 移行日以後の死亡保険金額、解約払戻金額の原資（移行額）の最低保証額で基本保険金額と同額です。
- *2 特別勘定での運用期間中、死亡保険金額は最低死亡保障金額を下回しません。
- *3 この保険の移行日は、契約日から20年後の年単位の契約応当日となります。

ご注意ください

- この保険は元本保証ではありません。したがって中途解約した場合の払戻金は、預金とは異なり元本保証がなく、一時払保険料（基本保険金額）を下回る可能性があります。また、契約日から10年未満の解約や一部解約において解約控除がかかります。
- この保険は外貨で運用を行いますので、為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円に換算した死亡保険金額、解約払戻金額がご契約時の為替レートで円に換算した一時払保険料を下回り、損失が生じる可能性があります。

- 特別勘定での運用期間は、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額等が変動（増減）します。特別勘定の資産は、実質的に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。
- ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 目標達成をして、特別勘定から一般勘定に振替えた後は、再度、特別勘定による運用に戻すことはできません。

目標達成後

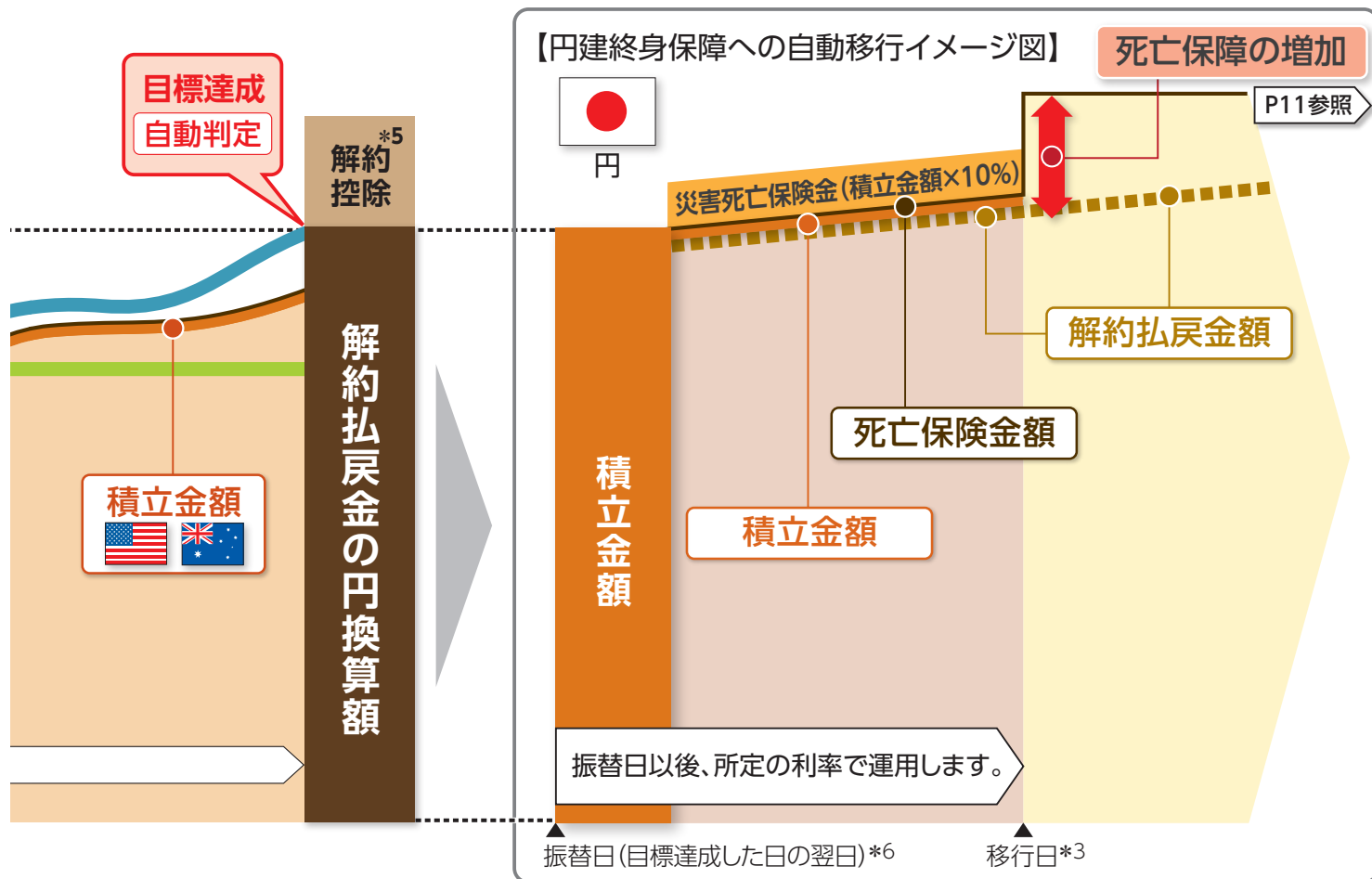
- ・契約日から起算して1年経過以後、設定した目標額以上となった場合（目標達成した場合）、**運用成果を自動確保**し、円建終身保障へ自動移行します。
- ・死亡保険金額が増加します。P11参照

【お手続きの流れ】

契約日から起算して1年
経過以後、目標達成状況を
毎営業日判定



*4 目標達成した日の
翌日（振替日）から
1週間以内（原則2
営業日後）にお知
らせを発送します。



保険期間（終身）

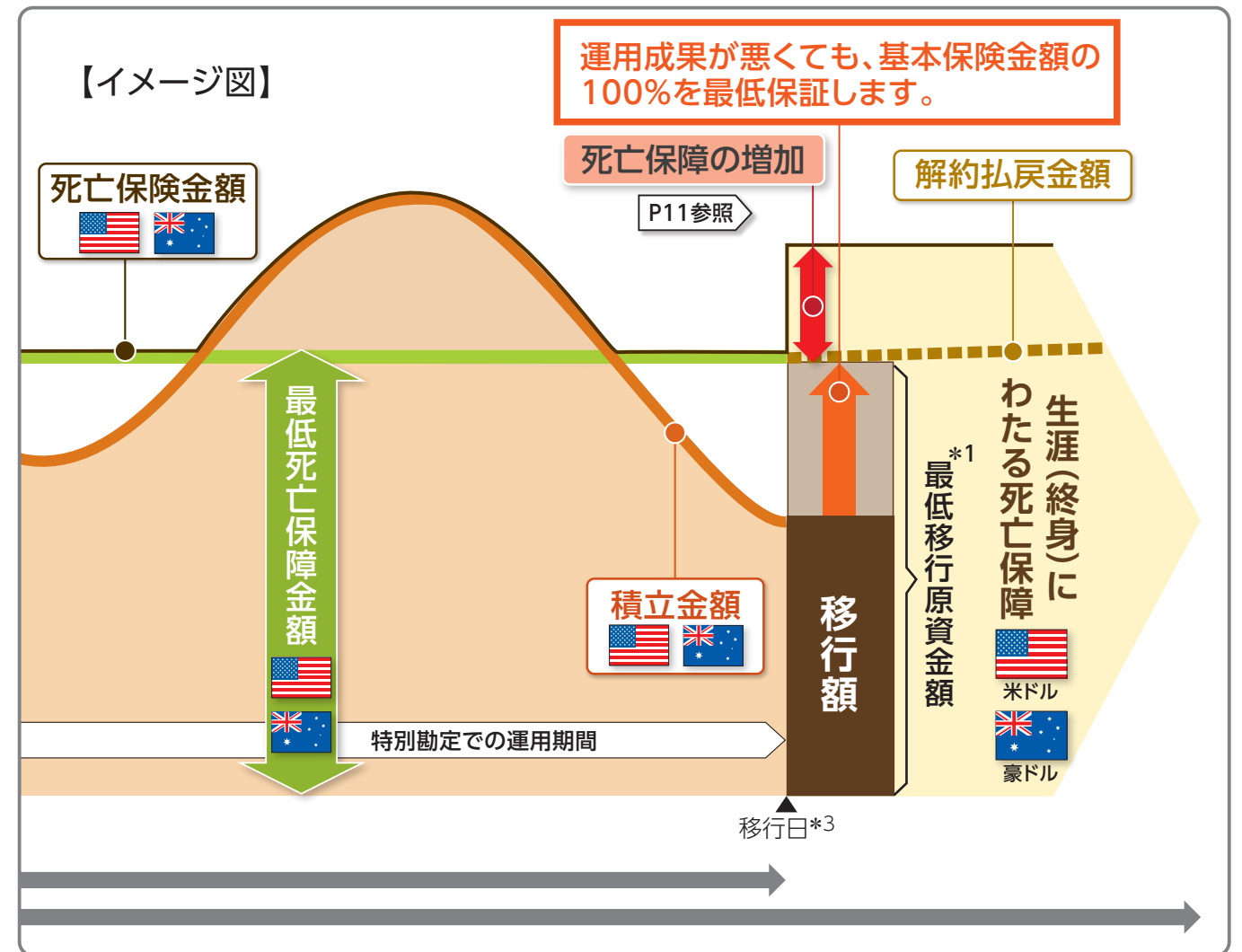
- *1 移行日以後の死亡保険金額、解約払戻金額の原資（移行額）の最低保証額で基本保険金額と同額です。
- *2 特別勘定での運用期間中、死亡保険金額は最低死亡保障金額を下回りません。
- *3 この保険の移行日は、契約日から20年後の年単位の契約応当日となります。
- *5 契約日から10年未満は所定の解約控除がかかります。
- *6 目標値を設定していた場合、目標達成したときに解約払戻金の円換算額を特別勘定から一般勘定に振替える日のことで、目標達成した日の翌日とします。

積立金額が一時払保険料を下回った場合

- ・移行日前日時点の積立金額が一時払保険料を下回った場合でも、最低移行原資金額*1は**基本保険金額の100%**となります。
- ・移行日以後の死亡保険金額は、最低移行原資金額を基に増加し、以後減ることはありません。
- ・移行日以後の解約払戻金は、最低移行原資金額を最低保証します。

⚠️ ご注意ください

契約通貨での保証となります。円での保証はありません。また移行日前に解約した場合、解約払戻金の最低保証はありません。



■ 特別勘定での運用期間は、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額等が変動（増減）します。特別勘定の資産は、実質的に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

■ ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

■ 目標達成をして、特別勘定から一般勘定に振替えた後は、再度、特別勘定による運用に戻すことはできません。

特別勘定について (くわしくは、「特別勘定のしおり」をご確認ください。)

この保険の運用実績(ユニットプライスの騰落率等)については、三井住友海上プライマリー生命のホームページの「ユニットプライス」「特別勘定運用レポート」のページでご確認いただけます。

そだてる

国内外の債券や株式等への長期分散投資を行い、世界経済の成長に沿った収益の獲得をめざします。

まもる

市場の下落局面での損失抑制や収益獲得の工夫により、短期的な市場の下振れリスクによる資産価値の減少を抑制します。

みなおす

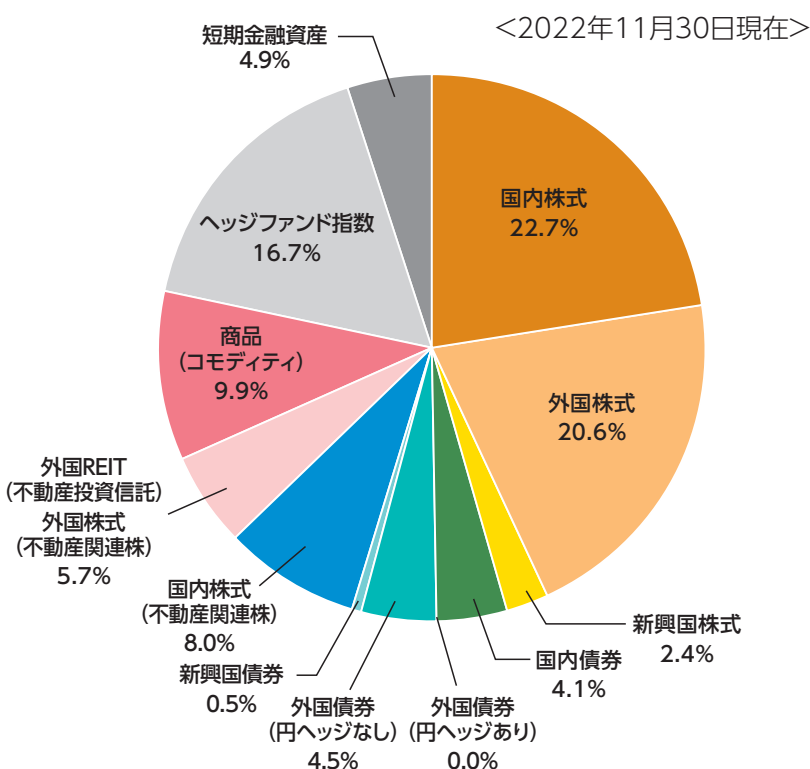
市場環境の変化に対応して資産配分や組入れ資産を見直し、中長期的に安定した収益を獲得するための、適切なポートフォリオを構築します。

特別勘定の内容

	米ドル建て	豪ドル建て
特別勘定の種類	バランス型 08	
特別勘定の名称	グローバルバランス型SMTB(米ドル)	グローバルバランス型SMTB(豪ドル)
主な投資対象となる投資信託	ラップ戦略VAファンドPII	ラップ戦略VAファンドP
運用会社	日興アセットマネジメント株式会社	

Point 1 資産の決定

三井住友信託銀行の助言に基づいて、資産配分が決定されます。



Point 1 ご注意ください

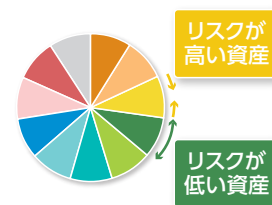
上記はあくまで2022年11月30日現在の配分比率であり、将来変更されます。

Point 2 資産の見直し

三井住友信託銀行の助言に基づいて、資産配分を見直します。

A 資産配分比率の決定・見直し

下落が予想される場合
リスクが高い資産の配分比率を減らし、リスクが低い資産の配分比率をふやします。



B リバランス

特定資産の配分比率が増減した場合
元の比率に戻します。



C 投資対象の見直し

より魅力的な投資対象が出てきた場合
投資対象を入れ替えます。

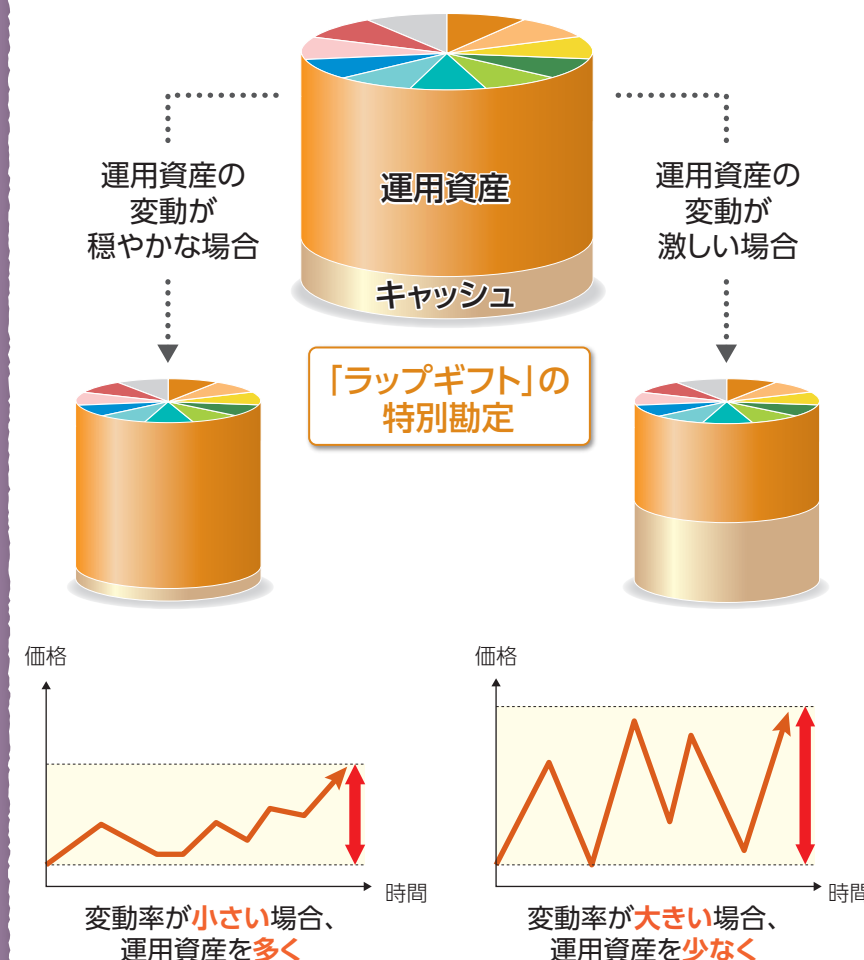


Point 2 ご注意ください

- リバランスや資産配分の見直しは、定期的に行うほか、市場環境の変化に応じて適宜行います。
- 上記イメージは資産配分の見直しの見直しを示唆するものではありません。

Point 3 資産の安定した運用

運用の変動率が一定の範囲を超えないように、毎日調整します。

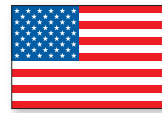


※ Point 1 ~ Point 3 の各図はイメージ図であり、将来の配分比率およびその変更等を示すものではありません。

運用シミュレーション

前提条件	為替レート	各通貨における三井住友海上プライマリー生命所定のレート
	諸費用等	保険関係費(米ドル:年率3.23%、豪ドル:年率3.10%) 資産運用関係費(年率0.22%(消費税込))等を控除後、受取時の課税前
	目標達成判定期間	契約日から起算して1年経過以後、20年以内

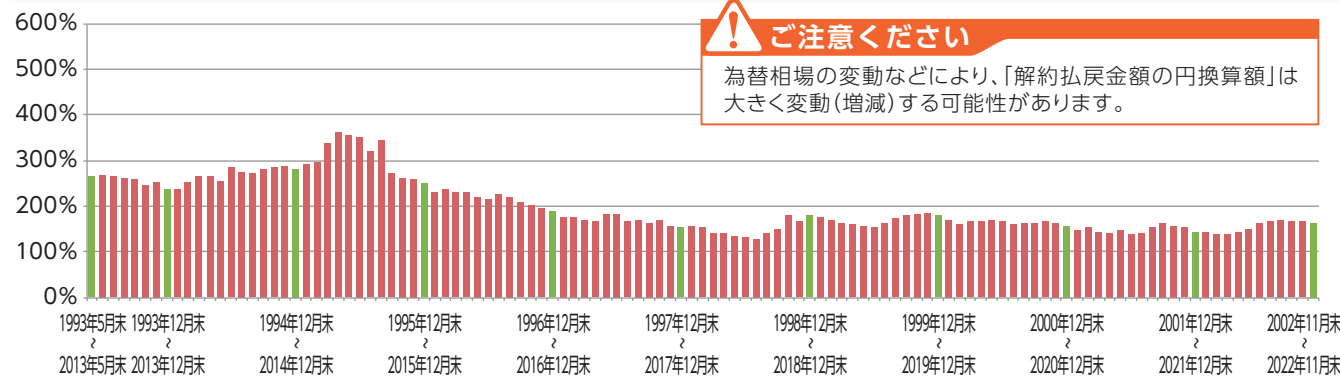
ご注意ください
記載のシミュレーションは、あくまでも「ラップギフト」の特別勘定の運用戦略で、過去の一定期間運用したものと仮定し、その結果を事後的に検証したものです。実際の運用成果等を表したものではありません。また、**将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。**



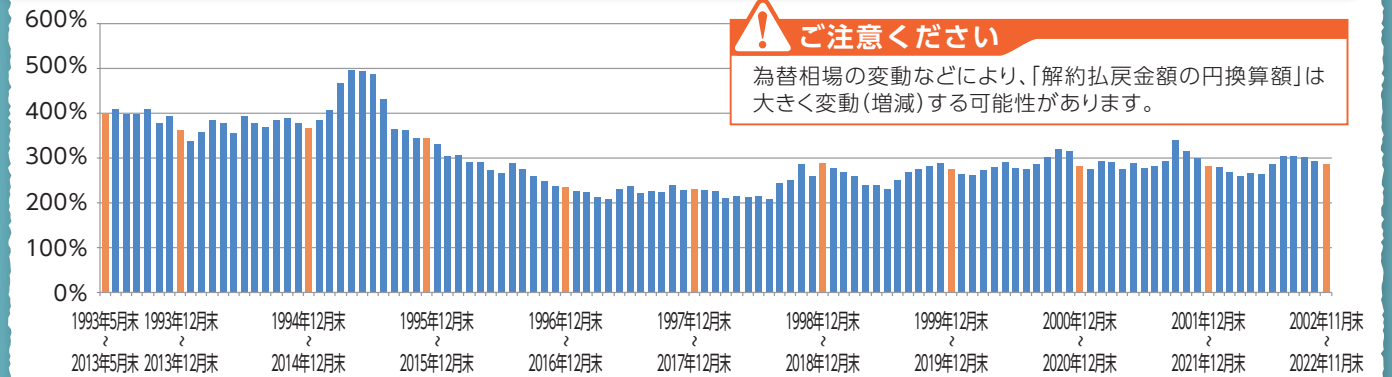
米ドル

参考1 20年間運用した場合の最大値シミュレーション（1993年5月末～2002年11月末の毎月末に運用を開始した場合の115ケース）

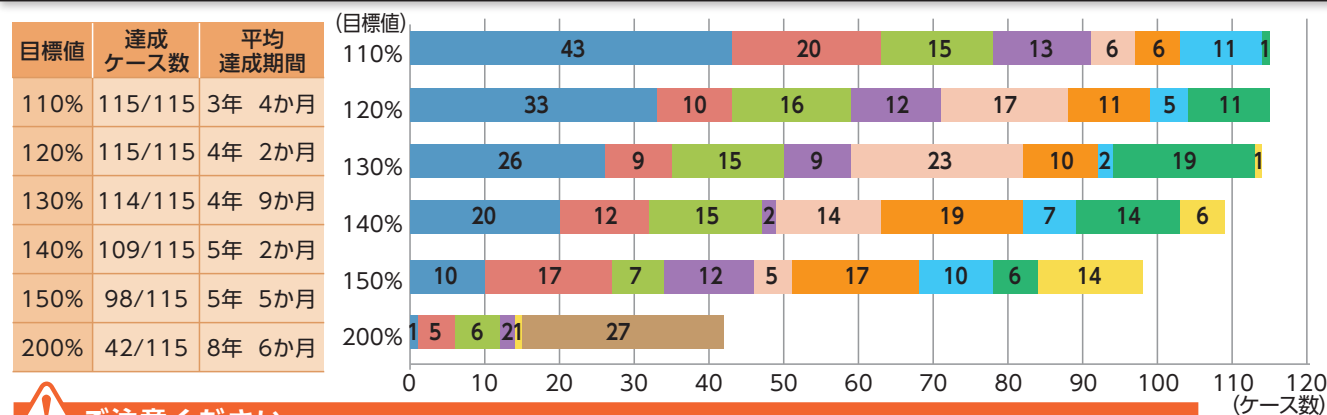
一時払保険料を100%とした場合の特別勘定運用期間における解約払戻金の円換算額の最大値をグラフ化



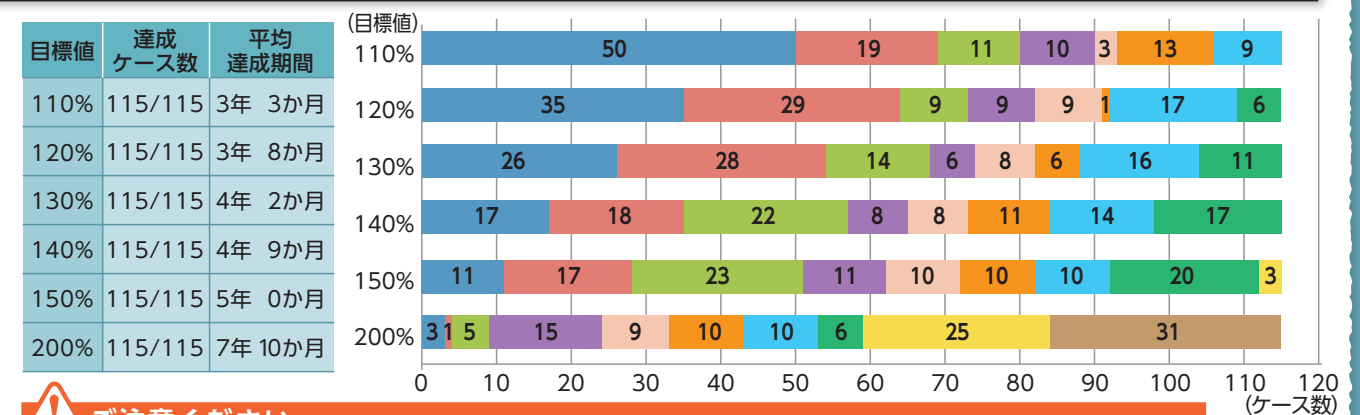
豪ドル



目標達成したケース数および目標達成までの経過年数

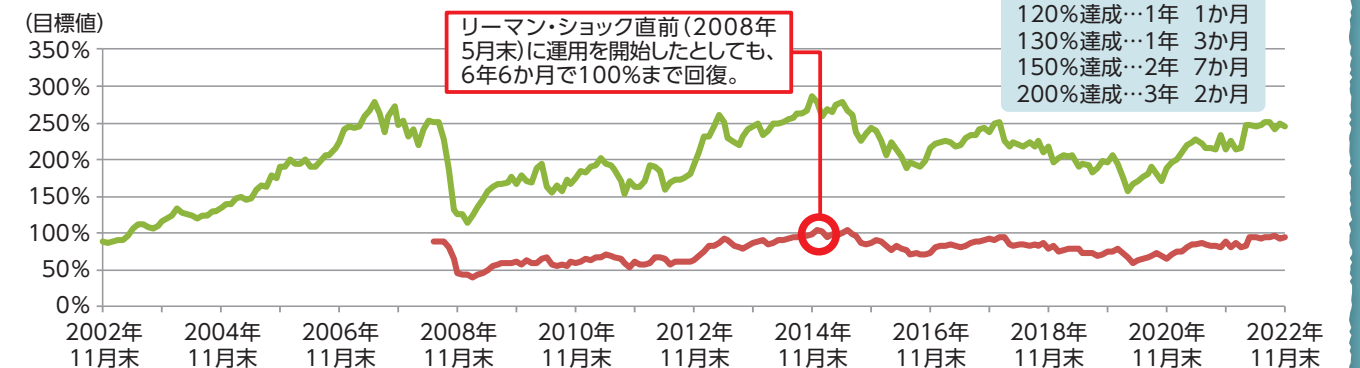
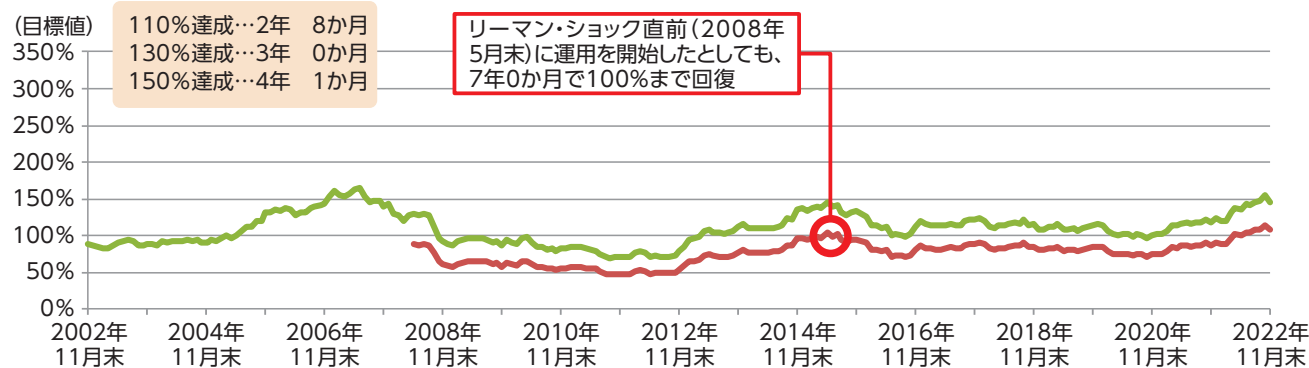


ご注意ください
■ 目標達成したケース数および目標達成までの経過年数は、**将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。**
■ 平均達成期間は、目標達成したケースのみを用いて算出しています。



ご注意ください
■ 目標達成したケース数および目標達成までの経過年数は、**将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。**
■ 平均達成期間は、目標達成したケースのみを用いて算出しています。

参考2 「解約払戻金の円換算額」と「目標達成までの期間」のシミュレーション(2002年11月末～2022年11月末まで運用した場合の1ケース)



※Bloombergのデータをもとに三井住友海上プライマリー生命が作成

ご注意ください
■ 各種情報の内容につきましては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。三井住友海上プライマリー生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害について一切の責任を負いません。

■ 実際に設定が可能な目標値は110%～200%となります。この商品では契約日より1年未満は目標達成の判定は行いません。
■ 上記シミュレーションにおいて、資産が存在しなかった期間については、別の代替資産を使用してシミュレーションを行っております。

死亡保障について

死亡保険金・災害死亡保険金

死亡保険金

保険期間中に被保険者が死亡された場合、次の額を死亡保険金として死亡保険金受取人にお受取りいただきます。なお、**死亡保険金額は基本保険金額の100%を保証します。**

※契約通貨での保証となります。円での保証はありません。

■ 移行日前に被保険者が死亡された場合

目標達成前の死亡保険金額

積立金額 ← 大きい方 → 最低死亡保障金額

- 被保険者が死亡された日における積立金額と最低死亡保障金額（基本保険金額の100%）のいずれか大きい額をお受取りいただきます。

※特別勘定への繰入日の前日までの期間においては、積立金額を特別勘定繰入金額と読み替えます。

目標達成後の死亡保険金額

積立金額

- 目標達成による振替日以後は、被保険者が死亡された日における積立金額をお受取りいただきます。

■ 移行日以後に被保険者が死亡された場合

移行日以後の死亡保険金額

増加後の死亡保険金額

- 移行日前日における積立金額と最低移行原資金額*1のいずれか大きい額（目標達成した場合は、移行日における積立金額）に基づき、移行日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の基礎率等（予定利率、予定死亡率等）により計算した額をお受取りいただきます。

災害死亡保険金

目標達成による振替日以後、移行日前までに被保険者が次のいずれかの理由で死亡された場合、災害死亡保険金として、その時点の積立金額の10%を死亡保険金に加えて、死亡保険金受取人にお受取りいただきます。

- 被保険者が振替日以後に発生した所定の不慮の事故*2を直接の原因として、その日から180日以内に死亡されたとき
- 被保険者が振替日以後に発病した所定の特定感染症*2を直接の原因として死亡されたとき

*1 移行日以後の死亡保険金額、解約払戻金額の原資（移行額）の最低保証額で基本保険金額と同額です。

*2 「不慮の事故」および「特定感染症」については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

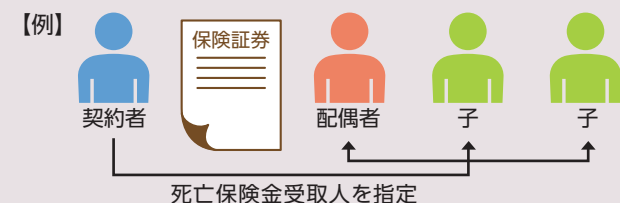
！ ご注意ください

- 移行日以後の死亡保険金額は、5億円を上限とします。これを超える場合、超える部分に相当する移行額を一時金で契約者にお支払いします。なお、同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の変額終身保険（09）または目標設定特則付一般勘定移行型変額終身保険において移行日以後となっているご契約がある場合、死亡保険金額を通算して上限額を超えることはできません。
- 災害死亡保険金額は2億5千万円を上限とします。これを超える場合、超える部分に相当する積立金を一時金で契約者にお支払いします。なお、同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の災害死亡保険金の保障が付加されている生命保険商品のご契約がある場合、災害死亡保険金額を通算して上限を超えることはできません。

家族へ安心をのこすポイント

死亡保険金受取人を指定できます。

ご契約の際にあらかじめ死亡保険金受取人を指定いただくことにより「のこしたい人」へのスムーズな財産承継を生前から準備いただけます。



- 死亡保険金受取人は**被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族**をご指定いただけます。
- 死亡保険金は「**受取人固有の財産**」となり、**のこしたい人**にのこせます。

※死亡保険金請求権は、受取人固有の財産とされています。（ただし、最高裁の判例において、諸般の事情を考慮して相続人間に著しい不公平が生じる場合には、特別受益に準じて持ち戻しの対象になるとされています。）

死亡保障の増加について

死亡保険金額が増加します。

移行日前日における積立金額と最低移行原資金額と比べて大きい額（目標達成した場合は、移行日における積立金額）を移行額とし、その額を基に移行後保険金額を計算します。最低移行原資金額は、基本保険金額の100%（契約通貨建）を保証します。移行後保険金額は減ることはありません。

移行日以後の死亡保険金額シミュレーション

前提条件	一時払保険料(基本保険金額)	100,000米ドル	契約通貨	米ドル
	契約年齢	60歳	保険期間	終身
	移行日の年齢	80歳		

	移行日前日の積立金額が以下の場合	一時払保険料に対する割合	移行日以後の死亡保険金額		
			条件1	条件2	条件3
			予定利率が3.5%の場合	予定利率が2.4%の場合	予定利率が0.5%の場合
男性	130,000 米ドル	130 %	165,344 米ドル	152,517 米ドル	131,477 米ドル
	100,000 米ドル	100 %	127,188 米ドル	117,321 米ドル	101,136 米ドル
	90,000 米ドル	90 %	127,188 米ドル	117,321 米ドル	101,136 米ドル
女性	130,000 米ドル	130 %	180,476 米ドル	161,702 米ドル	132,098 米ドル
	100,000 米ドル	100 %	138,827 米ドル	124,386 米ドル	101,614 米ドル
	90,000 米ドル	90 %	138,827 米ドル	124,386 米ドル	101,614 米ドル

※予定利率は市場金利等を参考に三井住友海上プライマリー生命が決定する利率です。

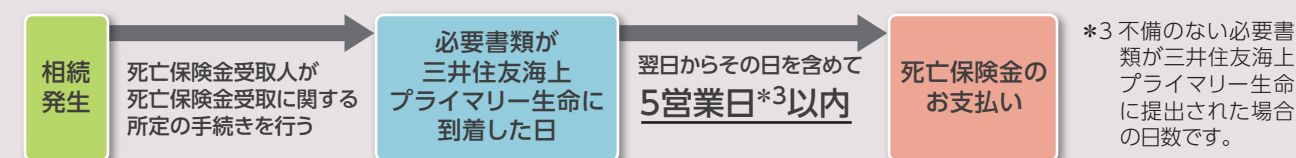
！ ご注意ください

- 移行日以後の死亡保険金額は、移行日前日における積立金額と最低移行原資金額のいずれか大きい額（目標達成した場合は移行日における積立金額）に基づき、移行日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の基礎率等（予定利率、予定死亡率等）により計算されますので、ご加入時には定まっています。
- 契約通貨はあくまで例であり、特定の通貨を推奨するものではありません。

すぐに死亡保険金をお受取りいただけます。

死亡保険金は、所定の手続きを行っていただくことにより迅速に支払われ、すぐに使える資金として活用いただけます。銀行預金等の相続財産は「遺産分割協議」の対象となりますが、死亡保険金は遺産分割協議の対象外です。

※保険金支払の事実確認を行うことで、お支払いまでに日数がかかる場合があります。詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



ご契約のお取扱いについて

契約通貨		米ドル	豪ドル
一時払保険料 (基本保険金額)	最低	1万 米ドル (1米ドル単位)	1万 豪ドル (1豪ドル単位)
	最高	5 億円(保険料受領日の換算レートによる円換算額) ※三井住友海上プライマリー生命の既契約がある場合、ご加入の限度額があります。 くわしくは、P29をご覧ください。	
	円入金特約を 付加した場合	100 万円以上 5 億円以下(1万円単位)	
	外貨入金特約を 付加した場合	払込通貨により上記最低額、最高額を適用します。	
契約年齢(契約日における被保険者の満年齢)		15 歳～ 80 歳	
保険期間		終 身	
特別勘定での運用期間中の最低保証		最低死亡保障金額：基本保険金額100% 最低移行原資金額*1：基本保険金額100% *1 移行日以後の死亡保険金額、解約払戻金額の原資(移行額)の最低保証額で基本保険金額と同額です。	
目標値の設定		110 %～ 200 %(1%単位で設定可能)、 設定なし	
目標設定 円建終身 移行特則	目標達成の判定	契約日より1年経過以後、特別勘定での運用期間中に毎営業日、目標達成の判定を行います。解約払戻金の円換算額が、円換算基本保険金額*2×目標値以上となった場合、目標達成したといえます。 *2 一部解約された場合は、一部解約の割合に応じて円換算基本保険金額も減額されます。	
	目標達成による 振替	目標達成した場合、目標達成した日の翌日(振替日)に解約払戻金の円換算額を一般勘定に振り替え、移行日まで積み立てます。	
	振替日以後の適用利率	振替日以降、毎年の応当日に設定し、利息を毎日付利します。	
死亡保険金額	移行日前日まで (目標達成前または 目標値を設定して いない場合)	積立金額*3および最低死亡保障金額のうち大きい額 *3 特別勘定への繰入日の前日までの期間においては、積立金額を特別勘定繰入金額と読み替えます。	
	目標達成の翌日から 移行日前日まで	死亡された日における積立金額	
	移行日以後	移行日前日における積立金額と最低移行原資金額のいずれか大きい額を基準に、移行日における基礎率等により算出します。	
災害死亡保険金		目標達成した場合に目標達成の翌日から移行日前日まで適用し、積立金額の10%を死亡保険金に加えてお受取りいただけます。	

解約払戻金	移行日前	解約日における積立金額*4から解約控除額を差引いた金額となります。 *4 特別勘定への繰入日の前日までの期間においては、積立金額を特別勘定繰入金額と読み替えます。											
	移行日以後	移行後保険金額に応じて移行日から解約日までの経過年月数により計算した金額(責任準備金額)となります。											
解約控除		解約控除対象額(目標達成・解約の場合は一時払保険料、一部解約の場合は一部解約請求金額)に経過年数に応じた解約控除率を乗じた額となります。											
		契約日からの経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満	10年以上
		解約控除対象額に対する解約控除率	10%	9%	8%	7%	6%	5%	4%	3%	2%	1%	0%
保険料の払込方法		一時払のみ											
目標値の設定・変更・解除		移行日前かつ目標達成前であれば以下の範囲で、目標値の設定、変更、解除をすることができます。ただし目標値を設定、変更する日の前日時点における解約払戻金の円換算額を下回る目標値に設定、変更することはできません。 範囲：110%～200%(1%単位で設定可能)、設定なし											
一部解約	目標達成前 または 目標値を設定 していない場合	お取扱い できる場合	1,000ドル以上(100ドル単位)										
		お取扱い できない場合	移行日前	一部解約後の基本保険金額が1万ドルまたは積立金額が2,000ドルを下回る場合									
	移行日以後		一部解約後の死亡保険金額が1万ドルを下回る場合										
	目標達成後	お取扱い できる場合	10万円以上(1万円単位)										
		お取扱い できない場合	移行日前	一部解約後の基本保険金額が100万円または積立金額が20万円を下回る場合									
	移行日以後		一部解約後の死亡保険金額が100万円を下回る場合										
増額		お取扱いいたしません。											
クーリング・オフの取扱い		クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。 クーリング・オフ制度については、P37～P38をご覧ください。											
付加できる 主な特約	遺族年金支払特約	保険金の全部または一部を、一括でのお受取りにかえて年金形式で受取ることができます。											
	年金移行特約	円建終身保障への移行後(目標達成後)、移行日前において、ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、年金支払に移行することができます。											
	指定代理請求特約	あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。											
	円入金特約	一時払保険料を円で入金することができます。											
	円支払特約	死亡保険金、解約払戻金などを円で受取ることができます。											
	外貨入金特約	一時払保険料を契約通貨と異なる外貨で入金することができます。											

ご留意いただきたい事項

諸費用について

発生時期	名称	概要	費用
契約時	契約時初期費用	ご契約の締結に必要な費用	ご負担はありません
	保険料入金時に発生する費用	円で保険料を入金する場合に必要な費用	TTM*1に対して +0.5円 (50銭)
		契約通貨と異なる外貨で保険料を入金する場合に必要な費用	(契約通貨のTTM+0.25円(25銭)) ÷ (払込通貨のTTM-0.25円(25銭))
特別勘定での運用期間中	保険関係費	ご契約の締結および維持等に必要な費用ならびに死亡保険金等を支払うための費用	積立金額に対して 年率 2.85%～3.23% *2
	資産運用関係費	特別勘定の運用にかかわる費用	特別勘定の資産残高に対して 年率 0.22% 程度 (消費税込)
目標達成・解約時*3	解約控除	目標達成・解約時*3に必要な費用	経過年数に応じて 解約控除対象額に対して 10%～1% *4
年金支払期間中*5	年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して 1% *6
支払・移行時	円換算時に発生する費用	円で保険金等を受取る場合または円建終身保障へ移行する場合に必要な費用	TTMに対して -0.5円 (50銭)

*1 TTMとは、円と外貨を両替する際に使用する為替レートの基準となる値です。三井住友海上プライマリー生命では、三井住友海上プライマリー生命が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場場の仲値(TTM)を使用します。
*2 契約年齢、契約通貨、性別によって異なります。
*3 解約には一部解約を含みます。
*4 経過年数に応じた解約控除率は以下のとおりです。

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満	10年以上
解約控除対象額に対する解約控除率	10%	9%	8%	7%	6%	5%	4%	3%	2%	1%	0%

*5 遺族年金支払特約および年金移行特約による年金支払期間中にご負担いただく費用です。
*6 表示している費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

⚠️ **ご注意ください**

■ 上記は具体的な数値・割合が決まっている費用を一覧にしたものです。本商品にかかる費用は上記以外に、取扱金融機関によって異なる費用や加入時に決まっていない費用等があります。各費用の詳細は、P33～P35をご確認ください。

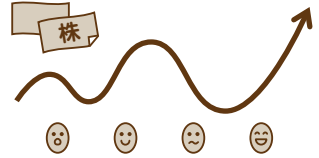
リスクについて

発生時期	対象	発生するリスク					
		①株価等変動リスク*7	②金利変動リスク	③為替変動リスク	④信用リスク	⑤流動性リスク	⑥カントリーリスク
特別勘定での運用期間中	積立金額	国内債券	○		○	○	○
		国内株式	○		○	○	○
		外国債券		○	○	○	○
		外国株式	○		○	○	○
		上記以外	○	○	○	○	○
目標達成・解約時*3	積立金額	○	○	○	○	○	○
保険金等支払時	保険金等			○			

*7 「株価等変動リスク」には「リートの価格変動リスク」「商品市況リスク」を含みます。

ご参考 各リスクの説明とイメージについて

①株価等変動リスク



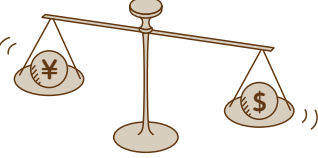
有価証券などの市場価格の変動により、損失が生じるおそれがあります。

②金利変動リスク



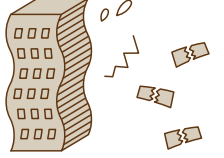
市場の金利が上がると債券価格は下落するため、損失が生じるおそれがあります。

③為替変動リスク



円と外国の為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。

④信用リスク



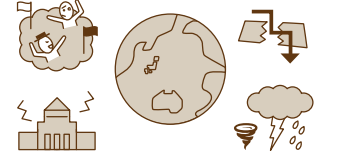
有価証券の発行体が財政難、経営不振などの理由により資産価値が減少し、損失が生じるおそれがあります。

⑤流動性リスク



売買が極端に少なくなり、売りたいときに適切な価格で売れず、損失が生じるおそれがあります。

⑥カントリーリスク



投資対象国での政治・経済の変化によって金融市場が混乱し、損失が生じるおそれがあります。

⚠️ **ご注意ください**

■ 上記はリスクの内容を簡易にご理解いただくために、リスクの一般的な内容とそのイメージを併記したものです。「ラップギフト」の個別の内容とは異なる場合があります。詳細はP36や「特別勘定のしおり」をご確認ください。

ご留意いただきたい事項・各種お取扱いについて

解約払戻金額例

解約払戻金額 = 積立金額 - 一時払保険料 × 解約控除率

前提条件	契約通貨	米ドル	円入金特約レート	100円
	円入金額	1,000万円	一時払保険料	100,000米ドル
	目標値	設定なし		

■ 積立金の運用実績が年率+5%の場合

経過年数	解約控除額	解約払戻金額	解約払戻金の円換算額(為替レートが以下の場合)		
			90円	100円	110円
1年	9,000米ドル	96,000米ドル	8,640,000円	9,600,000円	10,560,000円
5年	5,000米ドル	122,628米ドル	11,036,520円	12,262,800円	13,489,080円
10年	0米ドル	162,889米ドル	14,660,010円	16,288,900円	17,917,790円
15年	0米ドル	207,893米ドル	18,710,370円	20,789,300円	22,868,230円
20年	0米ドル	265,330米ドル	23,879,700円	26,533,000円	29,186,300円

■ 積立金の運用実績が年率±0%の場合

経過年数	解約控除額	解約払戻金額	解約払戻金の円換算額(為替レートが以下の場合)		
			90円	100円	110円
1年	9,000米ドル	91,000米ドル	8,190,000円	9,100,000円	10,010,000円
5年	5,000米ドル	95,000米ドル	8,550,000円	9,500,000円	10,450,000円
10年	0米ドル	100,000米ドル	9,000,000円	10,000,000円	11,000,000円
15年	0米ドル	100,000米ドル	9,000,000円	10,000,000円	11,000,000円
20年	0米ドル	100,000米ドル	9,000,000円	10,000,000円	11,000,000円

■ 積立金の運用実績が年率-5%の場合

経過年数	解約控除額	解約払戻金額	解約払戻金の円換算額(為替レートが以下の場合)		
			90円	100円	110円
1年	9,000米ドル	86,000米ドル	7,740,000円	8,600,000円	9,460,000円
5年	5,000米ドル	72,378米ドル	6,514,020円	7,237,800円	7,961,580円
10年	0米ドル	59,874米ドル	5,388,660円	5,987,400円	6,586,140円
15年	0米ドル	46,329米ドル	4,169,610円	4,632,900円	5,096,190円
20年	0米ドル	100,000米ドル	9,000,000円	10,000,000円	11,000,000円

⚠️ ご注意ください

- 表示の金額は、積立金の運用実績および為替レートを仮定したシミュレーションであり、実際の運用成果等を保証するものではありません。
- 前提条件の円入金特約レートを基準として-10円、+10円に変動した場合の試算であり、実際の金額とは異なります。
- 表示の数値は、表示の積立金の運用実績が特別勘定による運用期間中一定(年率:5%、0%、-5%)で推移したものと仮定して計算していますが、将来にわたってお約束するものではありません。
- 表示の積立金の運用実績(年率:5%、0%、-5%)は、上限または下限を示すものではありません。したがって実際の運用実績は年率5%を上回る場合も、-5%を下回る場合もあります。
- 表示の積立金の運用実績(年率:5%、0%、-5%)は、保険関係費、資産運用関係費等を控除したあとの数値です。
- 上記は解約の例です。解約・一部解約についての詳細は、P30をご確認ください。

税金について

- この保険に関する税金のお取扱いについての詳細は、P43～P44をご覧ください。

為替レートのお問合わせ

ご契約に際しては、最新の下記情報を三井住友海上プライマリー生命のホームページ等でご確認ください。

為替レート

円入金特約を付加して保険料を円で入金する場合と外貨入金特約を付加して保険料を契約通貨と異なる外貨(豪ドル⇄米ドル)で入金する場合に適用される、三井住友海上プライマリー生命が定めるレート*1です。

*1 通貨ごとに、米ドル(USD):午前10時30分以降、豪ドル(AUD):午前11時00分以降よりご案内しております。外貨入金特約は米ドル(USD)・豪ドル(AUD)とも午前11時00分以降となります。

三井住友海上
プライマリー生命



為替レートフリーダイヤル*2

0120-357-021

*2 自動音声にてご案内しています。



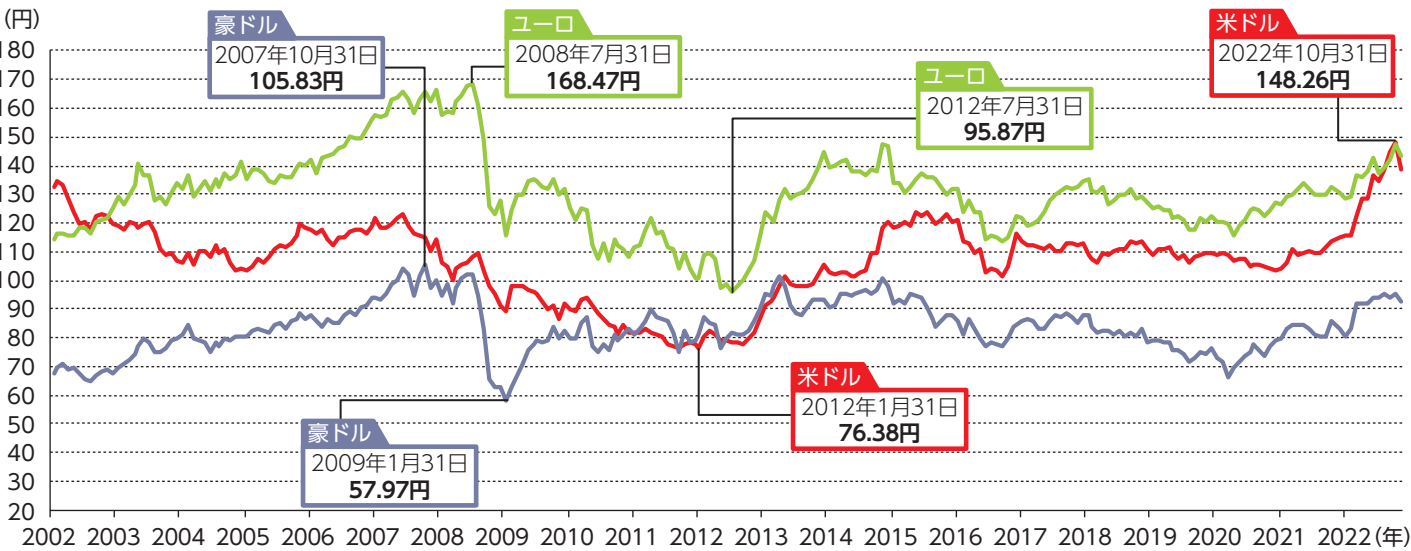
最新の為替レートはこちら▶



※上記の情報については、万全を期しておりますが、システム障害等の影響で万一誤差脱漏が生じた場合、その内容について一切の責任を負いかねます。くわしくは、三井住友海上プライマリー生命までお問い合わせください。

参考

■ 対円為替の推移(2002年1月～2022年11月)



【データ出典】Bloombergのデータをもとに三井住友海上プライマリー生命が作成

【データ期間】2002年1月末～2022年11月末の毎月末における数値を記載

※上記グラフは対円為替の推移を示したものであり、いかなる場合も将来の利益を約束するものではなく、見通しを記したものではありません。また各種情報の内容につきましては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。募集代理店および三井住友海上プライマリー生命は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害につきましても一切責任を負いません。

アフターサービスについて 1

お客さまサポート

ご契約後、以下のサービスをご利用いただけます。

 **ホームページ** プライマリー生命マイページ

- ご契約内容の照会
- 住所変更
- 生命保険料控除証明書の再発行
- ユニットプライス(特別勘定の基準価額)の照会 等

本サービスは、ご契約後に下記ホームページからご利用いただけます。



三井住友海上プライマリー生命ホームページ
<https://www.ms-primary.com>



【ご利用までの流れ】

① ログイン画面

三井住友海上プライマリー生命のホームページよりログイン画面へアクセスしてください。
契約成立後にお送りする保険証券に同封する挨拶状に、ログイン時に必要な仮パスワードをご案内しております。お客さま番号と仮パスワードにてログインのうえ、メールアドレスをご登録ください。

② 認証コードの入力

ご登録いただいたメールアドレス宛にお送りする認証コードを入力してください。

③ ログイン完了

任意のパスワードに変更して、マイページをご利用ください。

※仮パスワードがお手元がない場合や不明な場合は、新規ご登録画面へアクセスしてください。仮パスワードの発行ができます。

☎ お電話 ご契約者さま専用ダイヤル

- ご契約内容の照会・変更
- 各種お手続きのご案内・各請求書類のお取り寄せ
- ユニットプライス(特別勘定の基準価額)の照会
- 目標値の設定・変更・解除



三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター
フリーダイヤル 0120-81-8107
(ハイ、パートナー)

受付時間
月曜日～金曜日
(祝日・年末年始を除く)
午前9時～午後5時

※証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意のうえ、ご契約者さまよりお問い合わせください。
※お電話の受付時間によっては、当日でのお手続きとならない場合があります。

ご家族登録サービス

ご家族登録
サービス対象



契約者等によるご契約内容等の照会が困難になった場合にそなえ、ご家族の方をご登録いただくことで、そのご家族からも**ご契約内容の照会**が可能となるサービスです。ご登録は無料です。
ご家族は、戸籍上の配偶者・3親等以内の親族の中から**契約者1名につき1名のみ**ご登録いただけます。
(国内居住の方、成人に限ります。)

Web版「ご契約状況のお知らせ」のご案内

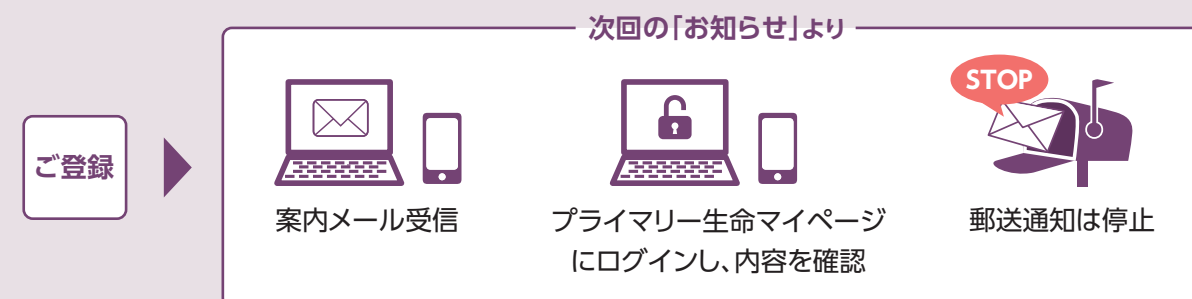
三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約状況のお知らせ」*をご提供しています。

* ご契約内容や各種情報を確認いただくために、定額商品は年に1回、変額商品は年に4回お送りしている書類です。

●ご契約状況のお知らせWebのご登録方法

- プライマリー生命マイページよりご登録いただけます。
- ご契約状況のお知らせWebにご登録されない場合は、「ご契約状況のお知らせ」を书面で郵送します。

ご契約状況のお知らせWeb



※ご登録後、郵送通知に戻す場合はプライマリー生命マイページからお手続きください。

ご契約状況のお知らせWebなら...

便利で快適!

- いつでもどこでもスマートフォンやパソコンからご覧いただけます。
- 画面上で文字や画像を拡大することができます。

管理が簡単!

- 書類の保管や廃棄の手間がなくなります。
- スマートフォンやパソコンに保存したり、印刷することができます。

地球にやさしい!

- 紙の使用量削減により、地球環境保護につながります。

さらに...



自然保護活動に役立てていきます。

三井住友海上プライマリー生命では、「ご契約のしおり・約款」のWebでの閲覧のご協力により削減される印刷費用の一部を、自然保護活動への支援金として寄付しています。

Web版「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」については、裏表紙をご確認ください。

アフターサービスについて ②

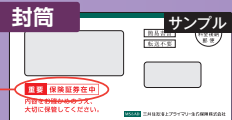
ご契約後にお届けする書類 ①

ご契約後、三井住友海上プライマリー生命より、以下の書類をお届けします。

証券

をお届けします。

重要 保険証券在中



特別勘定 繰入れ後

にお届けします。



保険証券は契約成立日の翌々営業日に郵送します。

※お申込み内容を確認させていただく必要がある場合など、書類の到着までお時間を要する場合があります。

- 三井住友海上プライマリー生命から契約者宛に転送不要・簡易書留で郵送します。

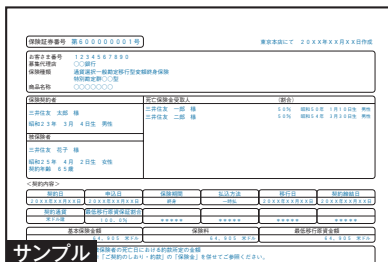
保険証券

【表】



サンプル

【裏】



サンプル

特別勘定繰入のお知らせ



サンプル

※「契約締結時交付書面」、「挨拶状・生命保険料控除証明書」、「ご家族登録サービスのご案内」、「各種手続きのご案内」等、その他書類も同封されます。

- 目標達成した場合
- 移行日を迎えた場合

にお届けします。

封筒

サンプル

簡易書留

料金継続

変更

重要 保険証券在中

保障内容が変更となるため、「お手続き完了のお知らせ」と「保険証券」をお届けします。

- 目標値を設定し、積立金額が、契約者が設定した目標額以上となった場合、自動的に一般勘定へ振替えます。
- 移行日後は死亡保障が充実します。

保険証券



サンプル

目標達成しなかった・ 目標値を設定しなかった場合

移行日までは毎年4回お送りする書類以外はございません。

ご契約後にお届けする書類 ②

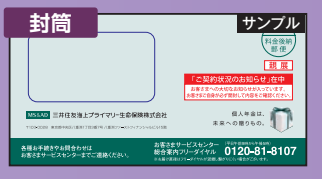
※記載内容および掲載書類は2023年4月現在のものであり、将来変更になる可能性があります。

毎年4回

お届けします。

※郵送でご案内する以外に、インターネットでの照会も可能です。

くわしくは P20



「ご契約状況のお知らせ」をお届けします。

- 毎年4回、三井住友海上プライマリー生命から契約者宛に郵送します。

作成基準日	発送日
3月末時点のご契約内容	5月中旬～5月下旬に郵送します
6月末時点のご契約内容	7月下旬～8月上旬に郵送します
9月末時点のご契約内容	10月下旬～11月上旬に郵送します
12月末時点のご契約内容	1月下旬～2月上旬に郵送します

- 「ご契約状況のお知らせ」では、以下のような内容をお届けします。

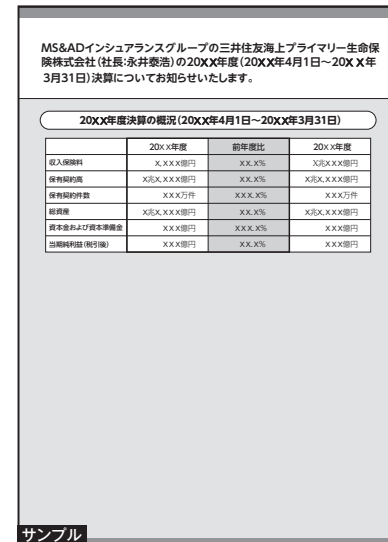
- ・ご契約内容および現況
- ・特別勘定の運用実績
- ・お手続きに関するご案内
- ・死亡保険金額、解約払戻金額等のお支払について
- ・商品の特徴

ご契約状況のお知らせ



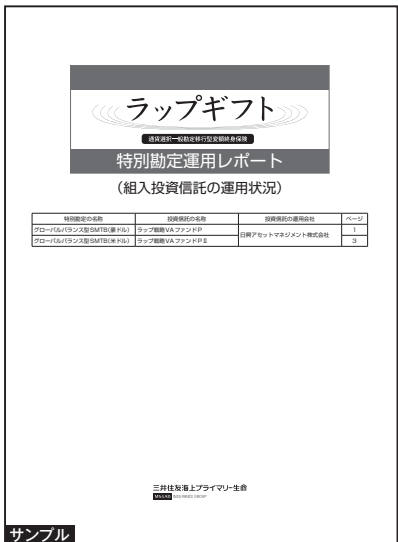
サンプル

三井住友海上プライマリー生命の決算概況*1



サンプル

組入投資信託の運用状況*2



サンプル

- *1 作成基準日が6月末の「ご契約状況のお知らせ」に同封します。
- *2 作成基準日が3月末の「ご契約状況のお知らせ」に同封します。

下記の場合は、「ご契約状況のお知らせ」は毎年1回のお届けとなります。

- 目標達成した場合
- 移行日を迎えた場合

契約概要



この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。

記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。

1 この保険のしくみについて

この保険は、2種類の通貨（米ドル／豪ドル）から契約通貨をご選択いただき、移行日＜＊＞前は投資信託等を投資対象とする特別勘定で運用し、移行日以後は一般勘定で運用するしくみの一時払の生命保険商品です。特別勘定での運用期間は、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額等が変動（増減）します。

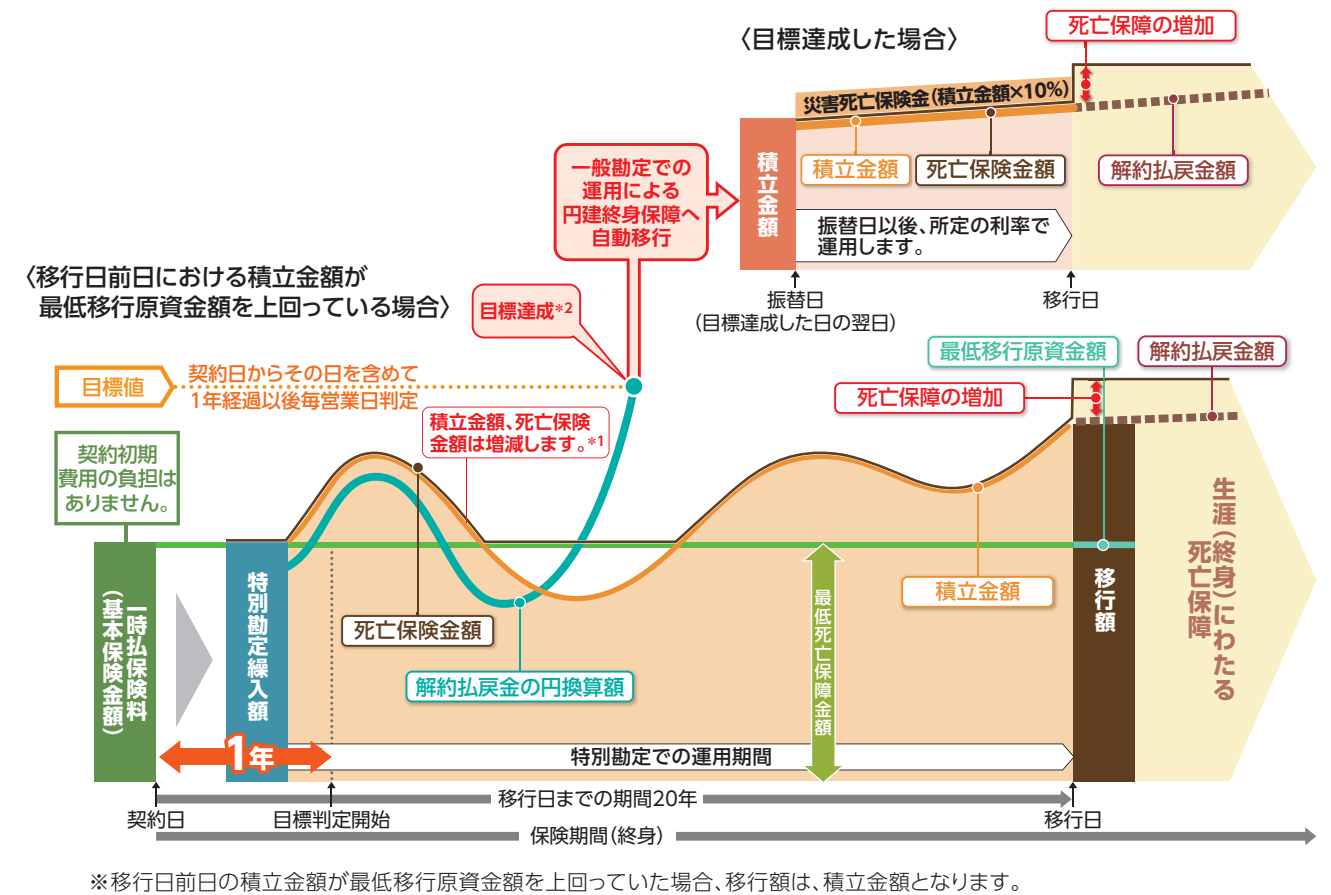
- 移行日の前日までの20年間は特別勘定で運用し、移行日以後は死亡保障を充実させた定額保険に移行する終身保険です。被保険者の生涯にわたり死亡保障が継続します。
 - 移行日前に被保険者が死亡された場合、特別勘定の運用実績にかかわらず、死亡保険金として基本保険金額の100%を最低保証します。
 - 目標設定円建終身移行特則の機能により、特別勘定での運用期間中に目標達成した場合、特別勘定から一般勘定での運用へ自動移行します。
- ＜＊＞ この保険の移行日は、契約日から20年後の契約応当日となります。

『ラップギフト』の正式名称は、通貨選択一般勘定移行型変額終身保険です。

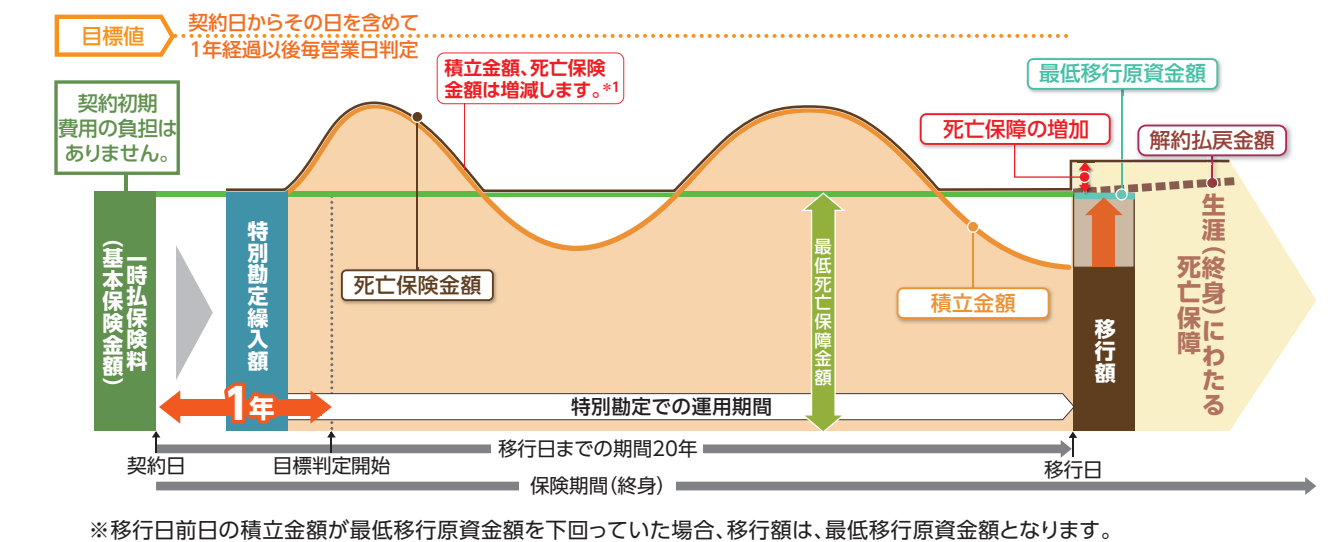
この保険は、市場の変動や為替相場の変動により、保険金等の受取時に損失が生じるおそれがあります。

※ 詳しくは、「注意喚起情報」P.36の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

【イメージ図】



＜移行日前日における積立金額が最低移行原資金額を下回っている場合＞



＊1 特別勘定での運用期間中、死亡保険金額は最低死亡保障金額を下回りません。

＊2 契約日から10年未満は所定の解約控除がかかります。

※目標値を設定しないことも可能です。

※上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額、積立金額等を保証するものではありません。

実際の死亡保険金額、積立金額等は運用実績により変動（増減）します。

※上図は、保険期間中に解約および一部解約がなかった場合のものであります。

2 一般勘定への自動移行について

- 目標値（110%～200%の間で1%単位）を設定していただくことで、契約日からその日を含めて1年経過以後の特別勘定での運用期間中に、解約払戻金の円換算額が目標額（円換算基本保険金額に目標値を乗じた額）以上となった場合（目標達成した場合）、特別勘定での運用を終了し、目標達成した日の翌日（振替日）に自動的に円建終身保障に移行し、一般勘定に振替えて移行日まで運用します。
- 目標値を設定しないことも可能です。
- 移行日前かつ目標達成前であれば、目標値の設定・変更・解除をすることができます。なお、目標値の設定・変更後の目標額が、目標値の設定・変更前日における解約払戻金の円換算額を下回る目標値に設定・変更することはできません。
- 振替日以後、移行日前までは、三井住友海上プライマリー生命所定の利率にて運用します。



- ・ 契約日から1年未満で目標達成しても運用成果を確保しません。
- ・ 目標達成をして、特別勘定から一般勘定に振替えた後は、再度、特別勘定による運用に戻すことはできません。

3 特別勘定の種類と運用方針等について

- 特別勘定の種類と特別勘定の運用方針は三井住友海上プライマリー生命が定めます。また、これらについては今後変更することがあります。特別勘定は、投資信託等を主な投資対象とし、その組入比率は原則高位を維持しますが、保険契約の異動等に備え一定の現預金等を保有することがあります。
- この保険では、1つの特別勘定で構成される特別勘定群を、1または2以上設定しています。



一時払保険料は、ご契約の申込日からその日を含めた8日目のユニットプライスを基準としてその翌日に特別勘定へ繰入れられます。ただし、契約日が申込日からその日を含めた8日目の翌日以後となる場合には、契約日のユニットプライスを基準としてその翌日に繰入れられます。

特別勘定の評価方法について

- 特別勘定資産の評価は毎日行い、その結果を積立金の増減に反映させます。
- 特別勘定資産の評価方法は次のとおりです。ただし、この評価方法については、将来変更されることがあります。
 - ① 有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準じた取扱いが適当とされる資産については、時価＜＊＞により評価するものとします。
 - ② ①以外の資産については、原価法によるものとします。
 - ③ 為替予約、先物・オプション取引等のデリバティブ取引については、時価＜＊＞により評価を行い、評価差額を損益に計上します。＜＊＞ 時価については、三井住友海上プライマリー生命が評価日に合理的な方法により入手できる価格を使用します。なお、評価日の価格が把握困難な場合、前日の価格を使用します。

特別勘定の種類と運用方針

- 特別勘定の種類、特別勘定の運用方針、および主な投資対象となる投資信託等は、以下のとおりです。

特別勘定群	特別勘定の名称	運用方針	主な投資対象となる投資信託等	運用会社	資産運用関係費（消費税込）
AD型	グローバルバランス型SMTB（米ドル）	日本を含む世界（新興国含む）の株式、債券、REIT（不動産投資信託）、商品（コモディティ）、為替取引などを実質的な投資対象とする投資信託に投資し、特別勘定資産の中長期的な成長を目指します。	ラップ戦略VAファンドPⅡ	日興アセットマネジメント株式会社	年率0.22%程度
AE型	グローバルバランス型SMTB（豪ドル）		ラップ戦略VAファンドP		

この「契約概要」に記載の特別勘定に関する事項は、概要を示しております。特別勘定に関する事項の詳細については、「[特別勘定のしおり](#)」に記載しておりますのでご確認ください。

4 保障の内容について

被保険者の生涯にわたり、死亡保障が継続します。

死亡保険金	保険期間中に被保険者が死亡された場合、次の額を死亡保険金として死亡保険金受取人にお受取りいただきます。
	＜移行日前＞ 被保険者が死亡された日における積立金額と最低死亡保障金額のいずれか大きい額。 目標達成した場合、振替日以後、移行日前までの間は、被保険者が死亡された日における積立金額。
	＜移行日以後＞ 移行日前日における積立金額と最低移行原資金額のいずれか大きい額（目標達成した場合は、移行日における積立金額）に基づき、移行日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の基礎率等（予定利率、予定死亡率等）により計算した額。
災害死亡保険金	振替日以後、移行日前までの間に、被保険者が次のいずれかの理由で死亡された場合、災害死亡保険金として、その時点の積立金額の10％を死亡保険金に加えて、死亡保険金受取人にお受取りいただきます。 ① 被保険者が振替日以後に発生した所定の不慮の事故＜＊＞を直接の原因として、その日から180日以内に死亡されたとき ② 被保険者が振替日以後に発病した所定の特定感染症＜＊＞を直接の原因として死亡されたとき

＜＊＞「不慮の事故」および「特定感染症」については、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。



免責事由に該当するときには、保険金のお支払いができないことがあります。免責事由について詳しくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

5 配当金について

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

6 主契約に付加できる主な特約について

- **遺族年金支払特約**
被保険者が死亡された場合に、保険金の全部または一部を、一括でのお支払いにかえて年金形式でお支払いします。
- **年金移行特約**
円建終身保障への移行後（目標達成後）かつ移行日前において、ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、年金支払に移行します。
- **円入金特約**
保険料を円でお支払いいただきます。円で受領した保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領する日＜＊＞における所定の為替レートを用いて外貨（米ドル／豪ドル）に換算し、外貨建一時払保険料として受領します。
- **外貨入金特約**
保険料を契約通貨と異なる外貨（米ドル／豪ドル）でお支払いいただきます。契約通貨と異なる外貨で受領した保険料は、三井住友海上プライマリー生命が受領する日＜＊＞における所定の為替レートを用いて契約通貨に換算（米ドル→豪ドル／豪ドル→米ドル）し、一時払保険料として受領します。
- **円支払特約**
死亡保険金、解約払戻金等を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、三井住友海上プライマリー生命が請求を受付けた日＜＊＞における所定の為替レートとなります。
- **指定代理請求特約**
あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。

＜＊＞ その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※ 特約について詳しくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

7 ご契約のお取扱いについて

契約通貨		米ドル／豪ドル		
一時払保険料 (基本保険金額)	最低	1万ドル(1ドル単位)		
	最高	保険料受領日の換算レートによる円換算額5億円<*1>		
	円入金特約を付加した場合	100万円以上5億円以下(1万円単位)		
	外貨入金特約を付加した場合	払込通貨により上記最低額、最高額を適用します ※ お取扱いは、米ドル→豪ドル、豪ドル→米ドルに限ります。		
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		15歳～80歳		
保険期間		終身		
移行日までの期間		20年		
保険料の払込方法		一時払のみ<*2>		
目標値の設定・変更・解除		110%～200%(1%単位)、設定なし ※ 移行日前かつ目標達成前であれば、目標値の設定、変更、解除をすることができますが、目標値を設定、変更する日の前日時点における解約払戻金の円換算額を下回る目標値に設定、変更することはできません。		
増額		お取扱いいたしません		
一部解約	目標達成前 または 目標値を設定 していない 場合	お取扱い できる 場合	1,000ドル以上(100ドル単位)	
		お取扱い できない 場合	移行日前	一部解約後の基本保険金額が1万ドル または積立金額が2,000ドルを下回る 場合
			移行日以後	一部解約後の死亡保険金額が1万ドル を下回る場合
		お取扱い できる 場合	10万円以上(1万円単位)	
	目標達成後	お取扱い できない 場合	移行日前	一部解約後の基本保険金額が100万円 または積立金額が20万円を下回る場合
			移行日以後	一部解約後の死亡保険金額が100万円 を下回る場合

- <*1> 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の変額商品のご契約がある場合、基本保険金額は、合算して5億円を超えることができません。なお、既契約の換算レートはその保険料受領日時点のレートを活用します。
- <*2> 一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。

8 解約払戻金について

- 保険期間中であればいつでも、ご契約の全部または一部を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 移行日前に解約された場合の解約払戻金額は、解約日における積立金額から解約控除額を差引いた金額となります。移行日以後は、死亡保険金額に応じて移行日から解約日までの経過年月数により計算した額となります。



この保険では、特別勘定の運用実績によって積立金額が変動(増減)します。したがって、運用状況によっては受取る払戻金が払込保険料を下回る場合があります。

- 解約控除額は、契約日から解約日までの年数が10年未満の場合に、契約日からの経過年数に応じた解約控除率<*1>を解約控除対象額<*2>に乘じた金額となります。なお、円建終身保障への移行後は解約控除の適用はありません。
<*1> 解約控除率については、P.35をご参照ください。
<*2> 「解約控除対象額」は、解約の場合は一時払保険料となり、一部解約の場合は一部解約請求金額となります。ただし、一部解約請求金額が一時払保険料を上回る場合には、「解約控除対象額」は一時払保険料を上限とします。一部解約の際に解約控除対象額として取扱われた金額については、以後の解約控除対象額の計算の対象とする一時払保険料から控除して取扱います。

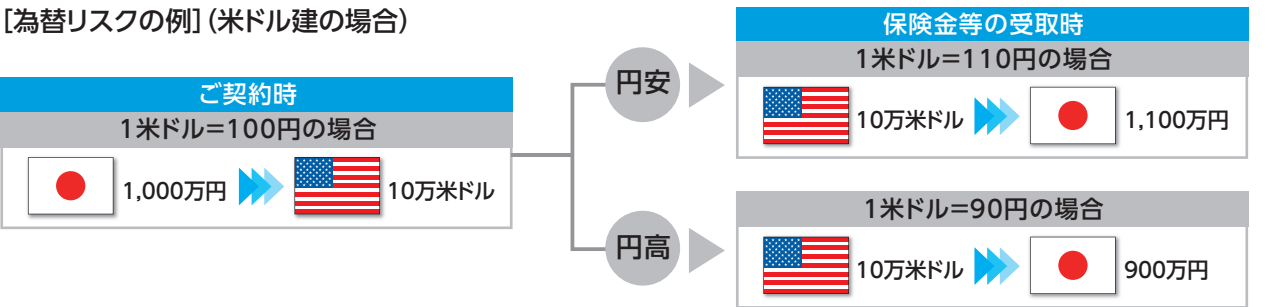
9 諸費用について

諸費用については、「注意喚起情報」P.33の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご参照ください。

10 為替リスクについて

死亡保険金、解約払戻金等のお受取りはすべて契約通貨となります。契約通貨と異なる通貨でお受取りになる場合には、為替リスクの影響により、損失が生じるおそれがあります。

【為替リスクの例】(米ドル建の場合)



この保険の為替リスクについては、「注意喚起情報」P.36の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

11 金銭の授受について

この保険に係る金銭の授受は原則として契約通貨で行います。なお、外貨を受取る場合には、外貨を受領できる口座が必要になります。また、口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

注意喚起情報



この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は「**ご契約のしおり・約款**」に、運用に関する事項は「**特別勘定のしおり**」に記載しておりますのでご確認ください。



1. 諸費用に関する事項の概要について

この保険に係る費用の合計は、以下の費用の合計となります。

● ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

● 外貨で契約を締結することで生じる費用

- ・ 一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- ・ 一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合と、保険金等を円で受取る場合または円建終身保障へ移行する場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM + 50 銭
保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート	(契約通貨の TTM + 25 銭) ÷ (払込通貨の TTM - 25 銭)
保険金等を円で受取る場合または円建終身保障へ移行する場合の円支払特約レート	TTM - 50 銭

● 特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用			時期
		契約年齢	米ドル 上段：男性 下段：女性	豪ドル 上段：男性 下段：女性	
保険関係費	ご契約の締結および維持等に必要な費用ならびに死亡保険金等を支払うための費用	15 歳～60 歳	2.90% 2.85%	2.90% 2.87%	特別勘定で運用している期間中、積立金額に対して左記の年率の 1/12 を乗じた金額を特別勘定繰入日の月単位の応当日末に控除
		61 歳～70 歳	2.97% 2.88%	2.94% 2.89%	
		71 歳～80 歳	3.23% 3.04%	3.10% 2.98%	

- ・ 保険関係費は、契約年齢（契約日における被保険者の満年齢）等によって異なります。そのため、申込日における被保険者の満年齢と契約年齢が異なる場合、お申込みの際にご確認いただいた保険関係費と、実際にご負担いただく保険関係費が異なる場合があります。

項目	目的	費用	時期
資産運用関係費	特別勘定の運用にかかわる費用	特別勘定の資産残高に対して年率 0.22% 程度（消費税込）	左記の年率の 1/365 を乗じた金額を毎日控除

- ・ 資産運用関係費は信託報酬等を記載しています。上記費用以外に、投資信託にかかる諸費用として、次の金融派生商品の取引にかかる費用のほか、信託財産留保額、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合があります。なお、費用の発生前に金額を確定することが困難なためこれらの費用の総額を表示することはできません。これらの費用は、特別勘定がその保有資産から負担するため、ユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的にご負担いただきます。

【金融派生商品の取引にかかる費用】

- ① 特別勘定が主な投資対象とする投資信託が保有する指数連動債の参照指数にかかる助言報酬及び参照指数の計算・公表その他の運営にかかる対価として、参照指数の値 (実際の運用金額) に対して合計年率 1.00%。
- ② 参照指数の構成要素に配分する際に必要となる取引費用等、実質的に有価証券等を売買・保有することに伴う費用。
 - ・ 資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

● 移行日以後にご負担いただく費用

移行日以後の死亡保険金額は、死亡保険金を支払うための費用および保険契約の維持などに必要な費用を控除する前提で算出されます。これらの費用については、移行日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の基礎率等 (予定利率、予定死亡率等) に基づいたものとなるため、ご加入時には定まっていません。

● 遺族年金支払特約および年金移行特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して 1 %	年金支払日に責任準備金から控除

※ 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

● 目標達成・解約・一部解約時にご負担いただく費用

契約日から目標達成した日までの年数、または契約日から解約日もしくは一部解約日までの年数が 10 年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じて解約控除対象額 (目標達成・解約の場合は一時払保険料、一部解約の場合は一部解約請求金額) に解約控除率を乗じた金額 (解約控除額) が積立金額から差引かれます。

■解約控除率

契約日からの経過年数	1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満	5 年以上 6 年未満	6 年以上 7 年未満	7 年以上 8 年未満	8 年以上 9 年未満	9 年以上 10 年未満	10 年以上
解約控除率	10 %	9 %	8 %	7 %	6 %	5 %	4 %	3 %	2 %	1 %	0 %

※ 円建終身保障への移行後に解約した場合、解約控除の適用はありません。



2. この保険のリスクについて

● 市場リスクについて

特別勘定での運用期間は、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額等が変動 (増減) します。特別勘定の資産は、実質的に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

● 為替リスクについて

一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、死亡保険金、解約払戻金等 (以下、保険金等) 受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額がご契約時にお払込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合 (契約時の為替レートと同じ) でも、為替手数料分の負担が生じます。

3 反社会的勢力に該当する場合について

反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません。

契約者、被保険者、保険金等受取人が、次のいずれかに該当する場合は保険契約のお申込みはできません。

- ・ 暴力団、暴力団員 (暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力 (以下「反社会的勢力」といいます。) に該当すると認められること
- ・ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ・ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ・ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

また、契約締結後に反社会的勢力に該当することが発覚した場合は、将来に向かって契約を解除します。

この保険はクーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面またはメールによるお申出により、契約のお申込みの撤回または契約の解除(以下、お申込みの撤回等)をすることができます。

【書面】

書面によるお申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じます。

書面に下記内容をご記入のうえ、三井住友海上プライマリー生命宛に郵送してください。

<郵送先>

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命 クーリング・オフ担当

<記入内容>

記載いただく事項	記入例
①申込番号 (契約申込書の右下に記載があります。)	①ABXXXXXXX
②書面送付先	②三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
③お申込みの撤回をする旨の意思表示	③申込の撤回を行います。
④お申込みの撤回を希望する理由(任意)	④〇〇〇〇〇〇〇のため。
⑤募集代理店	⑤〇〇〇〇銀行
⑥一時払保険料の金額	⑥10,000,000円
⑦保険料送金済みの場合、返金口座 (申込者または契約者の本人口座)	⑦〇〇〇〇銀行 〇〇支店 普通△△△△△△ 口座名義人 ホケン タロウ
⑧住所	⑧東京都千代田区〇〇町〇〇
⑨電話番号(日中連絡先)	⑨03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑩生年月日	⑩昭和〇〇年〇〇月〇〇日
⑪契約者(申込者)フリガナ	⑪ホケン タロウ
⑫契約者(申込者)氏名(自署)	⑫保険 太郎

【メール】

メールによるお申込みの撤回等は、メールの発信時(送信時)に効力が生じます。

お申出は、三井住友海上プライマリー生命ホームページ(<https://www.ms-primary.com>)からとなります。

<お手続き方法>

三井住友海上プライマリー生命ホームページの「お問合わせ」にある「クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)」内の「メールによるお申出はこちら」よりお手続きいただけます。

お申込みの撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお払込みいただいた通貨での金額を全額返還いたします。(外貨で保険料をご入金いただいた場合、外貨にて返還いたします。)

円入金特約または外貨入金特約を付加く*として、契約通貨と異なる通貨で保険料を払込んだ場合、返還する通貨はお払込みいただいた通貨となります。(例えば、円入金特約を付加して円でお払込みいただいた場合は、円で同額を返還いたします。)

<*> 特約の付加に応じて三井住友海上プライマリー生命所定の為替手数料がかかります。

次の場合には、お申込みの撤回等を行うことはできません。

- ・ お申込者またはご契約者が法人(会社)の場合、または個人事業主(雇用主)が事業としてご契約された場合
- ・ ご契約の内容変更(特約中途付加など)の場合

お申込みの撤回等の書面の投函またはメールと行違いに保険証券が到着した場合や、お申込みの撤回等に関するお問合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター(お問合わせのみです。電話、FAXでのお申出はできません。)

フリーダイヤル 0120-125-104

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

円のご資金を金融機関等で、お申込みの契約通貨(外貨)に交換して一時払保険料をお払込みいただいた場合、次の点についてご注意ください。

- ・ その金融機関所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。また、三井住友海上プライマリー生命指定の口座へ送金するための所定の手数料がかかる場合があります。
- ・ 契約通貨(外貨)で同額を返還するため、外貨を受領できる口座が必要となり、その口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等がかかる場合があります。
- ・ 契約通貨(外貨)で返還された保険料を円に交換する場合、交換する金融機関所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。この場合、為替相場の変動により、円換算した金額が円のご資金を下回り、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

5 責任開始期等・生命保険募集人の権限について

お申込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引受けすることを決定（承諾）した場合には、一時払保険料の払込みと申込みがともに完了した時から三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

三井住友海上プライマリー生命がご契約のお引受けを決定（承諾）した日を契約日とし、保険期間は契約日からその日を含めて計算します。

特別勘定への繰入日は、申込日からその日を含めた8日目のユニットプライスを基準として、その翌日となります。ただし、契約日が申込日からその日を含めた8日目の翌日以後となる場合には、契約日のユニットプライスを基準として、その翌日となります。なお、契約日から特別勘定への繰入日までに期間がある場合は、その期間中、払込まれた保険料を一般勘定にて会社所定の利率により運用します。

【特別勘定への繰入れ】

<契約日が申込日から8日目までの場合>

申込日 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 | 8日目 | 9日目

▲
特別勘定への繰入日

<契約日が申込日から8日目の翌日以後の場合>

申込日 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 | 8日目 | 9日目 | 10日目 | 11日目

▲ 契約日 ▲ 特別勘定への繰入日

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

保険契約の成立後に変更等をされる場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

6 保険金等をお支払いできない場合について

被保険者が死亡されても、以下のとおり保険金等をお支払いできないことがあります。

責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者または保険金等の受取人の故意により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当するときには、保険金等のお支払いができないことがあります。

重大事由によりご契約が解除された場合、保険金等をお支払いできないことがあります。代表的なものは次のとおりです。

- ・ ご契約者または保険金等の受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ・ ご契約者、被保険者、保険金等の受取人（年金受取人の地位を承継した後継年金受取人を含みます。）が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき

詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効の場合、受取った保険料は払戻しいたしません。

- ・ ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取消した場合
- ・ ご契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

7 解約と解約払戻金について

移行日前に解約された場合の解約払戻金額は解約日における積立金額から解約控除額を差引いた金額となります。なお、円建終身保障への移行後は、解約控除の適用はありません。積立金額は特別勘定による運用により変動（増減）しますので、株価の下落や為替の変動等の投資リスクがあり、運用実績によっては解約払戻金が一時的に保険料を下回る可能性があります。（解約払戻金には最低保証はありません。）解約払戻金の運用実績ごとの推移については、「[ご契約のしおり・約款](#)」の例表をご確認ください。

移行日以後に解約された場合の解約払戻金額は、死亡保険金額に応じて移行日から解約日までの経過年月数により計算した額となります。

生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額等が削減されることがあります。

※ 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構 (TEL:03-3286-2820) までお問い合わせください。

為替リスクについて

為替リスクについては、P.36の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。

この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

特別勘定に属する資産の種類、評価方法、および運用方針について

特別勘定に属する資産の種類、評価方法、および運用方針については、当冊子の「契約概要」をご確認ください。また、資産運用に関する事項の詳細については、「特別勘定のしおり」に記載しておりますのであわせてご確認ください。

その他のご注意いただきたい事項について

保険契約の乗換えについて

現在ご契約されている保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となる場合がありますのでご注意ください。

- ・ 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- ・ 現在のご契約を解約された場合、多くの場合は解約払戻金は払込保険料より少ない金額となります。また、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たなご契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※ 上記は乗換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度について

三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報に関する事項にご同意のうえ、保険契約をお申込みください。ご同意いただけない場合は、お申込みをお引受けできません。

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。(支払査定時照会制度)

個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度の詳細については、「ご契約のしおり・約款」に記載しております。

お引受けにあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、運用実績等によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を一時払保険料に充当することを前提としたご契約のお引受けはしておりません。

次の場合にも、ご契約のお引受けはしておりません。

- ・ **被保険者が入院中の場合**
次のケースについても入院中に準じた取扱いとなります。
(1) 継続入院中の一時帰宅
(2) 末期療養(ターミナルケア)のための帰宅
(3) 申込日以降の入院予定や検査入院
(4) 余命宣告を受けた場合
(5) 特別養護老人ホームおよび医療施設に準ずる施設(介護療養型医療施設、介護医療院、介護老人保健施設)に入所中もしくは入所予定
- ・ ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

13 保険会社の商号と住所等について

商 号	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL	0120-125-104
ホームページ	https://www.ms-primary.com

14 税金のお取扱いについて

この保険は次の基準により外貨を円に換算したうえで、日本国内で販売される一般の生命保険契約と同様にお取扱いいたします。円での入出金においては、円での実額を基準とします。外貨での入出金においては、表中のとおりとします。

科目	円換算日	換算時為替レート
保険料	保険料領収日	対顧客電信売買相場の 仲値 (TTM)
年金	年金支払日	
解約払戻金	請求受付日	
死亡保険金	支払事由の発生日 (相続税の対象となる場合)	対顧客電信買相場 (TTB)
	死亡保険金の支払日 (所得税の対象となる場合)	対顧客電信売買相場の 仲値 (TTM)

● 一時払保険料の税務

お申込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

● 解約払戻金に対する課税

解約時の差益に対して、所得税（一時所得）＋住民税が課税されます。

● 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税＜＊1＞
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得） ＋住民税
本人	配偶者（子）	子（配偶者）	贈与税

＜＊1＞「生命保険金の非課税枠（500万円×法定相続人数）＜相続税法第12条＞」が適用されます。

● 年金に対する課税

契約形態	課税時		税金の種類
契約者と 年金受取人が 同一人の場合	毎年の年金支払時		所得税（雑所得）＋住民税
	年金支払開始後の 一括での受取時	確定年金	所得税（一時所得）＋住民税
		年金総額保証付 終身年金	所得税（雑所得）＋住民税
契約者と 年金受取人が 異なる場合	年金支払開始時		贈与税＜＊2＞
	毎年の年金支払時		所得税（雑所得）＋住民税

＜＊2＞ 相続税法上の年金受給権の評価額に対し課税されます。



- ・ 税金のお取扱いについての詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ・ 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。
- ・ 税制上のお取扱いは2022年12月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

15 保険金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」または三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

三井住友海上プライマリー生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

年金移行特約が付加され、被保険者が年金受取人である契約において、その年金受取人に年金等を請求できない特別な事情があるとき、契約者（年金支払開始日以後は、年金受取人）によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に、年金等の支払事由および代理請求ができることについてお伝えください。（詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。）

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問い合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客様サービスセンター

お問い合わせ・
ご相談受付先

フリーダイヤル

0120-125-104

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は、(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

最後に、ご確認ください



この商品は預金ではありません。

この商品は、生命保険です。
預金とは異なり、元本保証はありません。

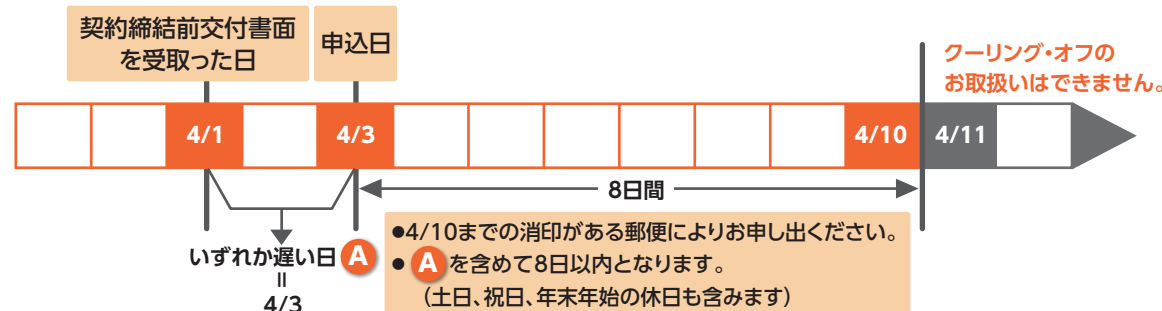


クーリング・オフ制度の対象です。 (お申込みの撤回・契約の解除)

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、**その日を含めて8日以内**であれば、書面またはメールにより契約のお申込みの撤回または契約の解除をすることができます。

クーリング・オフ制度についての詳細は、「注意喚起情報」P37～P38にてご確認ください。

【イメージ図】（書面で手続きする場合の例）



お客さまにご負担いただく費用があります。

この保険は、「外貨で契約を締結することで生じる費用」、「特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用」、「年金支払期間中にご負担いただく費用」、「目標達成・解約・一部解約時にご負担いただく費用」等がかかります。

費用についての詳細は、「注意喚起情報」P33～P35にてご確認ください。

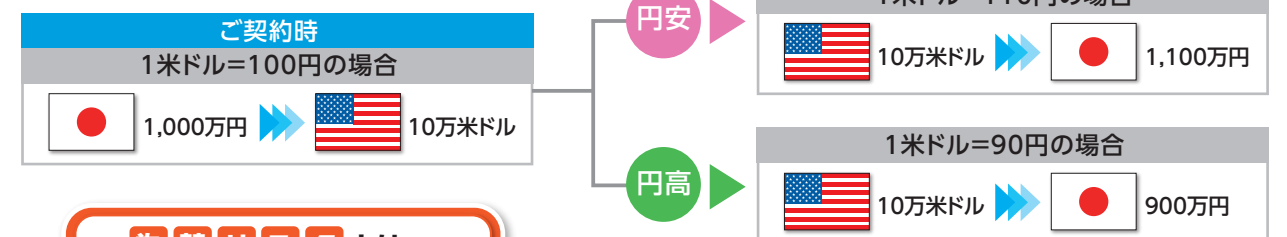


為替リスクの影響により、損失が生じる可能性があります。

死亡保険金、解約払戻金等のお受取りはすべて契約通貨となります。契約通貨と異なる通貨でお受取りになる場合には、**為替リスクの影響により、損失が生じる可能性があります。**

為替リスクについての詳細は、「注意喚起情報」P36にてご確認ください。

【為替リスクの例】（米ドル建の場合）



解約払戻金の最低保証はありません。

この保険には、主に下記のような投資リスクがあるため、解約払戻金が**一時払保険料を下回り、損失が生じる可能性があります。**

リスクについての詳細は、「特別勘定のしおり」にてご確認ください。



20年後の移行日以後は、基本保険金額の100%（契約通貨建て）を最低保証しますが、円でお受取りになる場合には、**為替リスクの影響により、損失が生じる可能性があります。**



外貨で受取る場合には、外貨口座が必要です。

外貨で保険金等を受取る場合には、契約通貨の外貨を受領できる口座が必要です。外貨でのお支払手続きは、円に比べてご指定口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

